

九州炭礦部成立の諸前提

——三井財閥形成過程によせて——

加藤幸三郎

はじめに——問題の所在

一 三井物産の石炭取扱をめぐって

1 「共通計算規程」の制定

2 「石炭取扱手続」・「石炭取扱規則」

3 「特種商品取扱規則」と「石炭プール計算法」

二 三井銀行の「商業銀行化」

1 「營業方針」確立と「商業銀行化」

2 三井銀行三池支店の存続

三 三井鉱山の「近代化」

1 明治三〇年代の發展

2 三池築港問題の發生

おわりに——小括と展望

はじめに——問題の所在

日本の石炭産業發達史研究に重要不可欠な文献と考えられる『三池鉱業所沿革史』の一節に次の様な記述がなされている。

明治三十九年上季ヨリ九州炭礦部資金運用法ガ定メラレテ、三池入用資金ハ、鐘紡博多・久留米・熊本・三池ノ四支店綿糸代及三池売炭代ヲ三池銀行ニ入金セシメ之ヲ使用シ、不足額ハ三池銀行借越、住友銀行手形ヲ利用スルコトニナリ、鐘紡綿糸代ノ償却ハ兵庫鐘紡渡（鐘淵紡績兵庫支店渡のこと——引用者注）大阪三井物産大阪支店払のこと——引用者注）ヲ十五日以内ノ期限ヲ以テ振出スコトニシ、三池銀行ノ借越極度ハ五万円トシ、之ガ償却ハ住友博多支店ノ割引手形ニヨリ、住友銀行ニ發シタル手形ハ、住友本店渡（住友銀行大阪本店渡のこと——引用者注）、大阪物産払（三井物産大阪支店払のこと——引用者注）ト

スルコト、三池炭礦所私資金ハ三池銀行当座勘定ニ依リ仮切符ヲ以テ支払ヒ、其日ノ合計高ニ対シ小切手ヲ振出スコトニ、当座勘定ノ収支ハ日々三池銀行ヨリ炭礦部ヘ報告ヲナシ、臨時小私金トシテ保管スル正貨ハ其極度金參百円ニ、他所払トシテ便宜アルモノハ各支店各物産ニ依テ支払ヲナスコトニ定メラレタ(傍点も引用者)⁽¹⁾

この点については、おそらく戦後のみならず戦前研究をも含めて、日本の石炭産業発達史研究の白眉ともいえる隅谷三喜男氏の近著⁽²⁾においても全くふれられていない。さらに、日本における金融資本の本格的分析を始めて試みられた柴垣和夫氏のすぐれた労作⁽³⁾においても、なんら関知されていない。

ともあれ、日露戦後の産業資本確立期⁽⁴⁾独占形成期に、すでに日本の綿糸紡績業における典型的集中をとげた鐘淵紡績の綿糸販売代金と三井鉱山の、つまり三池炭礦を中心に田川・山野両炭礦を両翼とした石炭販売代金とを、いわば総括した形で、さらにこれらの個別的産業資本の流通過程を代位・補強する三井物産の諸機能ならびに、こゝでの段階では三井銀行でなく住友銀行の信用供与という形態を特殊的にはとるにもせよ、まさに三井財閥⁽⁵⁾↓三井鉱山⁽⁶⁾↓三池炭礦という財閥形成の中軸部分を構造的に相互に支え合う形で九州炭礦部の資金運用がなされている点に着目しておきたい。

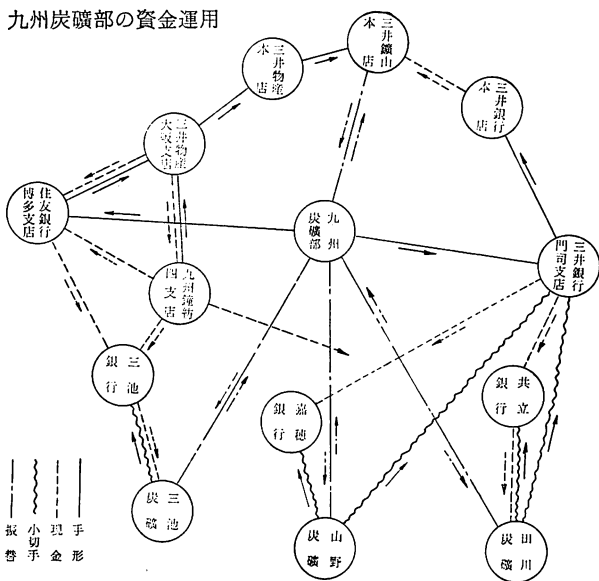
この間のメカニズムを図示すれば第一図の通りである。⁽⁵⁾

すなわち、三池炭礦を中心に、明治二〇年代末葉から筑豊炭田へ進出し、明治三〇年八月に山野炭礦を、ついで明治三二年七月に田川炭礦を自己の支配下においた三井鉱山は「三池・田川・山野ノ各炭礦及ビ付属工場ヲ管理ス」という形式で、明治三八年七月一八日に九州炭礦部を新たに設置した。⁽⁶⁾部長には従前の三池炭礦事務所事務長であった山田直矢を命じ、同時に、「三池炭礦職務章程」を廃止して次の如く「九州炭礦部事務章程」⁽⁷⁾を制定したのである。

九州炭礦部事務章程

第一条 九州炭礦部ニ左ノ職員ヲ置ク

第1図 九州炭礦部の資金運用



(注) 三井礦山株式会社「三井礦山五十年史稿 卷17」第12編會計，第2節付図より作成。

- 一 部長
 - 一 次長
 - 一 参事
 - 一 會計長
 - 一 主任
 - 一 工手
 - 一 書記
- 第二条 部長ハ九州ニ在ル当会社ノ各炭礦ノ事業ヲ管理シ、社長ニ対シ、總テ其ノ責ニ任ス
- 第三条 次長ハ部長ヲ佐ケ事務ヲ整理シ、部長不在ノトキハ之ヲ代理ス
- 第四条 参事ハ部長ノ命ヲ受ケ官庁及地方ニ関スル事務、法規、契約、統計、鉱区及衛生ニ関スル事務、売炭ニ関スル事務、其ノ他臨時事務ヲ分享ス
- 第五条 會計長ハ部長ノ命ヲ受ケ鉱業上ノ經濟ヲ調理シ、物品ノ購買其ノ他總テ會計ニ関スル事務ヲ監督ス
- 第六条 主任ハ部長ノ命ヲ受ケ營業事務ノ一部ヲ担任ス
- 第七条 工手及書記ハ上役ニ附属シ其ノ職務ニ従事ス
- 第八条 傷痍疾病ノ治療上必要ト認ムル炭礦ニ医局ヲ置キ、病室ヲ設ケ医員及書記若干名ヲ置キ其ノ事務ヲ担任セシム
- 第九条 業務管理上特ニ必要アル炭礦ニ限り、其ノ炭礦上席主任ヲシテ部長ノ命ヲ受ケ全体ノ業務ヲ処理セ

第十条 事務ノ必要ニ応シ主任又ハ主任以上ノ各職ニ補佐員ヲ置キ、本職ニ附属シ其ノ事務ヲ取扱ハシムルコトアルヘシ

第十一条 事務取締上必要アル場合ニ限り上席ノ工手又ハ書記ヲシテ特ニ其ノ事務ノ取締ニ任セシムルコトアルヘシ

第十二条 臨時築業事業ニ関スル職務ハ別ニ職制ヲ以テ之ヲ定ム

第十三条 本章程施行ニ要スル事務分掌細則ハ別ニ之ヲ定ム

さてこのようにみてくると、明治後期、具体的には明治四二年一〇月の三井合名会社成立に表現されている三井財閥の形成過程に、かゝる九州炭礦部（の資金運用）をかゝわらしめるならば、直ちに次のような諸論点が提起されてくるであろう。

第一には、何故に明治三八年七月という時点で、三池・田川・山野を統一した「九州炭礦部」を設置せねばならなかったのか。単に、これは当時の三井鉱山合名会社における組織変更ではなかつた筈である。

とすれば第二に、では一体、明治三〇年代末葉に、かゝる鐘淵紡績・三井物産・三井銀行が構造的に関連性をもたざるをえなかつたのは、何に由来するのであろうか。又同時にそれを可能にさせた前提条件は、そもく何であつたのであろうか。

さらに第三に、九州炭礦部は、組織的には大正七年八月一五日迄存続したと考⁽⁸⁾えられるが、機能的には、明治三六年後半期、あるいは明治三七年前半期以降、明治四〇年前半期までの数年間が、もっともよくその機能を展開させた時期であつたと考えられる。

したがって、短期間ではあつたが、この段階での代表的な近代的産業たる綿糸紡績業の展開を前提として、三井物産・三井銀行の諸機能が何故に三井鉱山のしかも三池炭鉱のそれとかくも直接に構造的連関性をもちえた事は、同時にそれを廃棄・消滅させてゆく諸条件をも胚胎させてゆく筈である。そのいわば「揚棄の契機」を改めて確定しておかなくて

はならない。

さて以上のような諸論点を解明すべく、かゝる組織的内容をもつ三井鉱山九州炭礦部設置に至る過程を、次にやゝ遡って辿ってみながら、若干の検討を試みることにしたい。

(1) 『三池鉱業所沿革史』第一〇巻、会計課六八頁以下。なお『三井鉱山五十年史稿』巻一七、資料・会計五二～五三頁にも全く同じ記述がある。

(2) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』（昭和四三年二月、岩波書店）。

(3) 柴垣和夫『日本金融資本分析』（昭和四〇年九月、東京大学出版会）。

(4) 「九州炭礦部事務章程」については後述する。

(5) 前掲『三井鉱山五十年史稿』巻一七、五三頁以下による。

(6) 三井鉱山株式会社三池鉱業所所蔵（明治三八年）『例規』（達第一〇号）および『三池鉱業所沿革史』首巻七一頁。同時に、山田直矢は理事心得となる。

(7) 前掲三池鉱業所『例規』（「達第一〇号」）による。なおこの章程の第一三條で規定されている「九州炭礦部事務分掌細則」は、同日付「達第一三号」で出されている。

(8) 周知のように明治四二年一月一日の三井合名会社成立により『三井鉱山合名会社三池炭礦事務所』ヲ『三井合名会社三池炭礦事務所』ト称シ、『九州炭礦部』ハ『九州炭礦事務所』ト改称（前掲『三池鉱業所沿革史』首巻、七六頁）されたが、こえて、大正七年八月一五日には「定款一部改正及營業規則ノ全般改正ニヨリ、九州炭礦事務所所廢セラレ、三池炭礦事務所ハ『三池鉱業所』ト改称」されている（前掲『三池鉱業所沿革史』首巻、八一頁）。

一 三井物産の石炭取扱をめぐって

まず第一に、流通過程を担当しかつ商品取扱資本たる三井物産について、石炭取扱関係に限定をおこないつつ、明治三〇年代以降の機能的変遷を検討してみると次の如き事実が判明する。

1 「共通計算規程」の制定 (明治三十一年七月)

こゝでの「共通計算規程」制定の前提として、まず三井物産内部(各支店間)の売買についての競争の排除を企図した点を指摘しておかなければならない。¹⁾日清戦争後の三井物産の取扱範囲の拡大と景気循環への対応の中で、まさにこの点は必然たらざるをえなかったものといえよう。²⁾

現に「共通計算規程」が制定される以前に、共通計算をおこなったものとして、明治二十七年七月一九日実施の棉花部、明治二十九年八月より実施の海産物および海産肥料・大豆・大豆粕売買があった。³⁾

そして、これらの個別諸商品に対する「共通計算」施行の経験をもとに、明治三十一年七月一八日次の如き「共通計算規程」⁴⁾が制定されたのである。

共通計算規程

第一条 本規程ヲ設クルノ趣旨ハ各店間ニ於ケル競争ヲ避ケ、相互ノ氣脈ヲ通シ商務ノ敏活ヲ計ルニ在リ

第二条 本規程ニ依リ取扱フヘキ商品ノ種目ハ別ニ之ヲ定ム

第三条 本規程ニ依ル取扱店ヲ分テ仕入店仲次店及ビ販売店ノ三トス

第四条 前条ノ各取扱店中内外枢要ノ一店ヲ以テ特ニ首部ト為ス

但場合ニ依リ首部ヲ置カスシテ本規程ヲ準用スルコトアルヘシ

第五条 首部ハ第一条ノ趣旨ヲ貫徹スル為メ營業上ニ関シ主腦タルノ任ニ當リ仕入並ニ販売上ニ付キ諸般ノ指揮ヲ為スモノトス

第六条 仕入店ハ首部ノ指揮ヲ受ケ仕入ノ任ニ當ル

第七条 仲次店ハ仕入店及ビ販売店ノ間ニ介在シテ依頼物品取扱ノ任ニ當ル

第八条 販売店ハ首部ノ指揮ニ従ヒ販売ノ任ニ當ル

第九条 売買物品ノ代価ニシテ舟乘直段(F. O. B)ヲ以テ取極ル場合ニ於テハ首部、又沖着直段(C. I. F)ヲ以テ取極ムル場

合ニ於テハ仕入店ニ於テ運賃ノ引合並ニ保険ノ取極メ等ヲ担当スヘシ

第十条 仕入店並ニ仲次店ニ於テハ其取扱物品ニ付自カラ利益ヲ收受セサラン事ヲ期スヘシ 従テ仕入店ヨリ首部ニ報告スル物

品ノ代価ハ原価及諸掛ノ実費額ニ其店経費ノ實際額ヲ加算シタル最低直段タルヘク、又仲次店ノ收受スル所ハ依頼物品取扱上ニ要スル諸掛ノ実費額並ニ其店経費ノ實際額タルヘシ

但シ経費ノ實際額ハ当該店ノ使用人給料家賃其他ノ経費ヲ基礎トシ本規程外ニ属スル商売トノ割合ヲモ比較シ、且ツ一年間ニ於ケル取扱物品ノ数量ヲ審察シ、各関係店間妥協ノ上算出シタル適當額タルコトヲ要ス 若シ本文實際額査定上協議纏ラサルトキハ本店ノ裁決ヲ仰クヘシ

第十一條 首部モ亦前條ノ趣旨ニ基キ仕入店ヨリ報告シタル原価ヲ基礎トシ、尠シモ自店ノ利益ヲ見込マサル最低直段ヲ各販売店ニ報告スヘシ

第十二條 商品運送ニ要スル船舶中、社船及月極雇船ハ本店船舶課ニ引合ヒ、其他ノ臨時雇船ハ各港支店ヘ照合シ其取極メヲ為スヘク、又為替ハ為替部ニ交渉シテ之カ取極ヲ為スヘシ

第十三條 商品ニ就キ苦情等アル場合ニハ首部ニ於テ其責任ノ所在ヲ明カニシ、得意先並ニ各店間ニ於ケル取引關係ノ円滑ヲ欠カサランコトヲ努ムヘシ

第十四條 首部ト仕入店並ニ販売店ノ間ニ在リテハ専ラ親密ヲ旨トシ仕入販売ノ数量代価ハ勿論市場ノ景況取扱ノ模様、損益ノ大要其他事細大トナク互ニ相通信往復シ事情ノ疎通ヲ計リ以テ商務ノ活動上ニ遺憾ナキヲ期スヘシ

第十五條 首部ニ於テ特ニ経同ノ上商品ノ買持若クハ売越ヲ為ス場合ニ於テハ、相場ノ変動ヨリ生スヘキ買持品若クハ売越品ノ損益ハ自カラ之ヲ負担シ、各販売店ヘハ原価ニ拘ラス時価ヲ以テ之ヲ売渡スヘシ

第十六條 各販売店ニ於テハ本規程ヲ適用スヘキ商品ニ係ル損益タリトモ特ニ之ヲ別離セス毎季其店一般ノ損益ニ加算スヘシ

第十七條 仕入店ニ於テ為替相場ノ変動ヨリ損益ヲ現出セシトキハ毎季末ニ於テ悉皆之ヲ首部ニ附替フヘシ 但シ隨時其報告ヲ為シ置クコトヲ要ス

第十八條 本店ニ於テハ各関係店ノ勘定書ヲ綜合シテ共通計算ノ実ヲ挙ケ以テ其損益ノ成績ヲ明ニシ之ヲ各関係店ニ表示スヘシ

第十九條 本規程ニ依リ売買スル商品ニ関シ取扱細則ノ制定ヲ要スルトキハ別ニ之ヲ定メ認可ヲ求ムヘシ

すなわち、この間の制定事情を示すものとして、
本規程ハ当会社（三井物産合名会社——引用者注）各店間ノ利己的競争ヲ避ケ商務ノ敏活ヲ計ル為メニ設置スルモノニシテ此規程ニ依リ取扱店ヲ分ケ仕入店仲次店及ヒ販売店ノ三トシ、右ノ内概要ノ一店ニ首部ヲ置キテ諸般ノ指揮ヲ為スモノトス 而シテ仕

入店ハ首部ノ指揮ヲ受ケ仕入ノ任ニ当リ、仲次店ハ仕入店及販売店ニ介在シテ依頼物品取扱ノ任ニ当リ、販売店ハ首部ノ指揮ニ從ヒ販売ノ任ニ当ル事トシ、本店ニ於テハ各關係店ノ勤定書ヲ類合シテ共通計算ノ実ヲ挙ケ以テ其損益ノ成績ヲ明ニシ之ヲ各關係店ニ表示スル事⁽⁵⁾

といわれている。

そして、この「共通計算規程」による、共通計算の対象となるものとしては、「棉花、綿糸、石炭、大豆及び大豆粕、生絲、輸出綿布、燐寸、米等⁽⁶⁾」があり、同時にこの「共通計算規程」を可決した明治三十一年七月一五日の第五三回三井商店理事会において、「為替部⁽⁷⁾」設置が可決されている点も見落すことはできないであろう。

この結果、第一に棉花・綿糸をこの「共通計算規程」による取扱商品と定め、明治三十一年八月一日より実施し、從來の棉花本部を大阪支店棉花首部と改称、八月一七日に「輸出綿糸共通計算取扱細則」を制定したのである。なお、この「細則」は明治四四年一月九日の「特種商品取扱規則」によって、あたらしく「棉花部」が設けられる迄存続している。

第二に、石炭についていえば、棉花と同じく明治三十一年八月一日に実施、首部を三井物産本店本部においたが、同年の一〇月三日には、この「共通計算規程」から分離し、あたらしく「石炭取扱手續並手数料規定」を利用したのである。この点は、後述したい。

第三に、大豆および大豆粕についても、前述と同じく八月一日により実施に移した。

第四に、注目すべき点は、生糸輸出関係であって、「仕入店タル横浜支店ト販売店タル紐育支店トノ間ニ於テ、明治三十三年三月一日ヨリ共通計算制度ヲ採用シ、新ニ『生糸商売共通計算規程』ヲ制定シ……大正九年五月一日特種商品取扱規則ニ依リ、『生糸部』ガ設置セラレルマデ存続⁽⁸⁾」したのである。

ところで、前述したように、石炭・棉花・綿糸・穀肥等に関する「共通計算規程」は、その制定後まもなく、明治三年二月の三井物産「營業規則」第八条但書に吸収されてゆくにもかゝらず、この「生糸商売共通計算規程」のみは、そのまま存続して大正期に至って初めて改廃された点に注目しておきたい。

ともあれ明治三一年七月制定の「共通計算規程」は、その規定が微細にわたつたために、反って逆に各商品売買に不便が感じられるに至つたのである。すなわち、明治三三年二月九日付の「達（第五号）」により「明治三一年七月一八日通達ニ係ル共通計算規程ハ其所定細微ニ亙リ各商品ニ適用上不便不尠ヲ以テ別紙第四号達ノ通り營業規則第八条中ニ共通計算ノ原則ノミヲ掲ケ、其細則ハ各種商品ニ付個々之ヲ規定スルコト、シ、從ツテ前記共通計算規程ハ之ヲ廢止⁽¹⁰⁾」することとしたのである。そして同時に明治三二年六月二七日改定の「三井物産合名会社營業規則」第八条但書に、「共通計算規程」の原則を次のように加えたのである。

但商務ノ都合ニ依リテハ特ニ一部ヲ設ケテ之ヲ統轄セシムルコトアルベク、又各取扱店間ノ競争ヲ避ケ商務ノ敏活ヲ計ル為メ或ル商品ニ関スル計算ヲ共通セシムコトアルベシ⁽¹¹⁾。

(1) 三井物産合名会社庶務課「達」(明治三一年度) および「三井物産株式会社沿革史(稿本)」(以下「物産沿革史」と略す) 第五編制度、一八二頁による(「当社ノ商売上ニ共通計算ノ方法ヲ設ケタ理由ハ、各店取扱ノ同一商品ニ対シ各店間ノ競争ヲ避ケ、且商務ノ敏活ヲ計ル目的ニ出タモノデアル」)。

(2) たとえば、かの益田孝が「力能フトキハ必ズ長崎商売ヲ為スヘシ」と三井家家憲をひきつゝ、「外国貿易」ならびに「サウンドプリンシブル」を強調した、明治三一年の三井物産商務諮問会席上における營業方針説明の「演説ノ要領」によれば次の如く、指摘されているのは興味深い。すなわち、

「輸出商品ノ重ナルモノハ石炭、綿糸、生糸、輸出米等ニシテ銀、銅、綿布、燐寸ノ如キ之ニ亞キ、局紙、木炭、安質母尼、魚油ノ如キハ付属商務ト見テ可ナリ、而シテ日本全体ニ於ケル輸出貿易品ノ重ナルモノハ生糸、綿糸、石炭、米ノ四者ニシテ是等ハ何レモ我社ノ取扱ニ係ハル輸出品ノ主位ヲ占ムルモノナレハ、此等ノ輸出事業ハ國家ノ為メニモ大ニ之ヲ擴張セサルヘ

カラサルト知ルヘキナリ、元来大都會デハ商業上ノ分業行ハレ呉服屋ハ呉服專業ナレトモ、反之片田舎デハ総テノ商品ヲ商フ所謂万屋ナルモノアルト同ジク、我日本ノ如ク総輸出輸入貿易高三億乃至三億五千万円ニ止ルノ国柄ニ於テハ我社ノ全力ヲ傾注スヘキ一品乃至二品ノ商売ヲ発見スル能ハサルヲ以テ勢ヒ種々ノ商品ヲ取扱ハサルヘカラス是レ我輸出輸入貿易ノ為メニ遺憾措ク能ハサル所ナリ」(三井物産庶務課「明治三一年中 理事会議案」、第七四号による)。

(3) 前掲『物産沿革史』一八二〜三頁。

(4) 『明治三一年下半年季 三井商店理事会議事録』第十六丁。

(5)・(6) 前掲『物産沿革史』一八三頁。

(7) 前掲『三井商店理事会議事録』十六〜十七丁では「為替部ハ当会社東洋商売ニ為替ノ統一ヲ計リ商売ノ成立ヲ容易ナラシムルカ為メ設クルモノニシテ、其事務ハ東洋各港ニ対スル商売高最多ノ支店ヲシテ之ヲ取扱ハシム、但自分ノ内大阪支店ヲシテ之ヲ当ラシメ、内地ト牛莊・天津・上海・香港・新嘉坡各店トノ輸出入物品ニ対スル為替売買ノ事ヲ掌リ適宜内外ノ銀行ヲ利用シテ之カ取組ヲ為スヘキモノトス(後略)」と概括されている。

(8) 前掲『物産沿革史』第四編第二部、八〇頁以下をそれぞれ参照。

(9) 前掲『物産沿革史』八〇頁による。なお、三井物産庶務課『達』(明治三二年一月ヨリ同三三年六月迄) によって、「生糸商売共通計算規程」を摘記すれば、次の如き内容を示す。

生糸商売共通計算規程

第一 生糸商売ニ関スル損益ハ共通計算トス

第二 生糸商売ニ付テハ仕入店タル横浜支店ト販売店タル紐育支店トハ同身一体ト為リテ本商売ノ拡張ヲ計ルベシ

第三 横浜支店ニ於テ生糸商売ニ関シ要シタル諸経費ハ前項横浜支店ヨリ附替ニ係ル諸経費ト共ニ生糸勘定ニ入張スベシ

(第四 略)

第五 紐育支店支配人ハ毎決算季末生糸商売ニ関スル損益勘定書并次季豫算書ヲ調整シ、横浜支店支配人ト連署検印ノ上

本店ヘ提出スベシ

(第六 略)

第七 生糸以外ニ屬スル商務即チ横浜支店ニ於ケル船積事務并紐育支店ニ於ケル棉花、鉄道用品器械等ニ関スル商務ニ就

テハ別ニ当該支店ノ損益勘定ヲ調整スヘキモノトス

(以下、第八ノ第一〇略)

(10) 前掲三井物産『達』による。

(11) 『達』(明治三二年一月ヨリ同三二年六月迄)による。

2 「石炭取扱手続」・「石炭取扱規則」

さて、つぎに「共通計算規程」廃止後の石炭商品の取扱状況を検討してみよう。

明治三二年一〇月三日に「共通計算規程」を取消し「達(第一七号)」により次の如く「石炭取扱手続并同手数料規定」が制定されている。⁽¹⁾

石炭取扱手続

第一条 当会社ノ石炭業務ハ本店本部ニ於テ之ヲ統一シ、各店ハ凡テ本部ノ指揮ヲ受ケ各其取扱ニ従事シ業務ノ拡張ヲ謀ルベシ

第二条 各店ハ常ニ当会社取扱事項ハ勿論社外ノ出来事タリ共石炭ニ関シテハ事細大トナク互ニ通信往復シ事情ノ疎通ヲ計リ以テ本商務ノ活動上遺憾ナキヲ期スベシ

(中略)

第四条 当会社ニ於ケル石炭取扱方ノ種別ハ左ノ如シ

一 純然タル委託品ノ販売ヲナス事

一 定期又ハ臨時売買ヲナス事

第五条 買持又ハ売越ハ凡テ本部ニ於テ之ヲ為シ各店ハ本店ノ命令ニ依ルカ又ハ其承認ヲ経ルニアラザレバ決シテ之ヲ為ス事ヲ得ス

第六条 産地接近ノ各店ハ常ニ炭坑及ヒ市況ニ注目シ採掘運搬ノコト并商況ヲ隨時本部及内外各店ヘ報告スベキハ勿論常ニ坑主ト

ノ関係ヲ親密ニシ、専ラ信用アル坑主ヲ撰ヒ良品ノ販売ヲ当会社ニ委託セシムルコトヲ勉メ又本部ノ為メ買約定ヲナスノ便宜ヲ謀ル可シ

第七条 仲次又ハ積出ノ任ニ当ル各店ハ取扱石炭ノ社持ナル委託荷ナルコトニ不拘其受渡ニ注意シ貯蔵中又ハ輸送中ノ欠減ヲ防制

シ、販売地上ノ運搬ヲ完全ナラシム可シ殊ニ又積取本船ノ來着ニ際シテハ其船積ノ迅速ヲ謀リ空シク本船ヲ滯泊セシメザル
事ヲ努ム可シ

第八条 販売店ハ確實ナル得意先ヲ撰ヒテ其任ニ當リ常ニ市況并競争者ノ挙動ニ注目シテ本部及各店ヘ報告スベキハ勿論益当会社
ノ信用ヲ厚クシ多数ノ商売ヲ為ス事ヲ勉ムベシ

(中略)

第十条 本部ヨリ冲着直段ヲ電信スルトキハ販売店ノ手数料、仲買口銭、運賃、保険料、為替打歩、税金及欠斤等ヲ含ムモノトス
(若シ銀貨國ナラバ銀貨ニ換算シ)而シテ売買成立ノ後、相場ノ變動ヨリ起ル損失ヲ防グ為メ本部ハ直ニ之レガ為替ノ約束
ヲナスベシ

第十一条 本部ヨリ積出地船乘直段ヲ電信スルトキハ別ニ明記スルニ非レバ販売店ノ手数料及諸掛ヲ含マザルモノトス、故ニ各販
売店ニ於テハ之レニ諸費用ヲ加算シ売約成立ノ後ハ相場ノ變動ヨリ起ル損失ヲ防グ為メ、直チニ之ガ為替ノ約束ヲ為スベシ
(後略)

石炭取扱ニ関スル手数料規定

一 三池炭

販売店ニ 式歩五厘

是ハ売上勘定ニテ控除ノ事

積出店ニ 壹屯ニ付金貳錢

是ハ販売店ニテ控除セシ式歩五厘ノ内ヨリ分配スベシ

欧米約定 壹歩

是ハ電動紐育等ニテ約定成立ノ分ニ対シ当該店ノ手数料トシテ販売店ニ領収スル式歩五厘ノ外ニ売上勘定ニテ控除スベシ

一 依托雜種炭

販売店 壹歩五厘

積出店 壹歩

一 右両店手数料ハ販売店ニ於テ式歩五厘ヲ売上勘定ニテ控除シ、内老歩ヲ積出店ヘ分配スベシ
社持雜種炭

販売店 老歩五厘

但シ売上勘定ニテ控除スベシ

積出店 老歩（原価ノ）

但シ積出諸掛ト共ニ其時々本部石炭課ヘ附替スベシ

雜則

一 依托雜種炭ニシテ坑主ヨリ得ル処ノ手数三歩有之分ハ積出店ノ領收スル割合ニ五厘ヲ増ス可シ即チ販売店ト積出店ト折半ニ領收ス可シ

一 若松ヨリ門司ニ送炭シテ積出ヲナス場合ニハ積出店ノ領收スベキ手数料ヲ若松、馬関両店ニ折半スベシ
（以下略）

つゞけて、翌三二年二月八日に「達（第三号）」によって、「石炭取扱手続」のうち、特に第三条が次のように改定されている。⁽²⁾

第三条

- 一 坑主ノ委托石炭ニシテ臨時売買ニ関スルモノハ豫テ坑主ヨリ許サレタル範囲内ニ於テ内地及海外共ニ五千屯迄ハ各支店間直接ニ取組ヲナスコトヲ得ヘシ
- 委托又ハ社持以外ノ石炭ハ仕入販売両店間直接交渉ヲナシテ之カ売買ヲナスコトヲ得ヘシ 但シ交渉ノ模様ハ常ニ本部ヘ通知スヘキモノトス本文直接取引ハ何レモ一方ニ買入アリテ之カ買付ヲ為ス場合ニ限ルモノトス
- 一 海外内地共ニ前項以外ノ約定ニ関スルモノ都テ本部ヲ經テ之カ取組ヲ為スヘシ

この点は、おそらく後述するように、「他社炭の一手販売」が漸次「三池炭」のそれを凌駕してゆく傾向の中で、「他社炭の一手販売」を通じて、中小炭坑への資金前貸→所有へという転化と対応してゆくことを示すものと考えられ

る。
さらに、この間の事情を示すものが、明治三十三年五月二十九日の「達(第一〇号)」による「石炭取扱規則」の制定である。³⁾

石炭取扱規則

第一章 総則

第一条 石炭販売ニ付各店トノ引合ハ本部ニ於テ之ヲ為ス

但シ三池粉炭ノ内地販売ニ限り三池支店ニ之ヲ担当セシム

第二条 筑、豊、唐津、杵島石炭販売ニ付各店トノ引合ハ門司支店之ヲ担当ス

但シ内地ニ於テ販売スルモノハ石炭産地所在店ト直接引合ヲナス

第三条 各坑主トノ引合ハ便宜坑主若クハ代理人ノ在ル土地ノ店ニ於テ之ヲ為サシム

第四条 三池石炭ノ外各種石炭ノ引合ハ坑主ノ便宜ヲ謀リ可成積出港打切り直段ヲ以テナスベシ

第二章 細則

第一節 引合方其他

第五条 三井鉱山合名会社初メ諸坑主ノ委託石炭ハ可相成便利ヲ謀リ契約条件ヲ詳ニシ親切ニ取扱ヒ坑主ノ満足ヲ得ル様各自注意

シ左ノ方法ニ依リ之カ販売ヲ為スベシ

第六条 委託計算 内外各地ノ状況ヲ觀察シ坑主ノ承認ヲ得テ送り荷ヲ為シタル石炭ハ販売店ニ於テ十分迅速ニ売捌ノ道ヲ講シ売

価ニ付テハ積出店ト協約スベシ

(中略)

第八条 委託石炭ニシテ売約定分アル分ハ積出販売両店共其約定ニ就キ充分ノ注意ヲ施シ受渡ヲナシ其一部結了毎ニ直ニ売上勘定

書ヲ發送スベシ

第九条 打切り計算 内外各地ニ於テ臨時売又ハ定期約定ヲ為サントスルニ当リ坑主ノ望ニ依リテハ打切り計算ヲ為スベシ

一 積出地船乗直段打切り

積出地 F. O. B. ヲ以テ計算ヲナシ積出店ハ荷物發送ノ時直ニ代金ヲ決算スルモノ

運賃ノ高低ノ斤量ノ増減其他一切ノ費用ハ販売店之ヲ負担ス

二 到着地直段打切り

到着地 C. I. F. Ex. Ship 等ヲ以テ計算ヲナシ、販売店ハ其受渡終了ト共ニ其代金ヲ決算スルモノ

運賃ノ高低斤量ノ増減及契約上必要ノ入費ハ積出店之ヲ負担ス

三 打切り乗合

坑主トハ F. O. B. ヲ以テ打切り計算ヲ了シ運賃ノ高低、斤量ノ増減其他ノ費用ヲ積出、販売ノ両店共通シテ負担スルモノ

第十条 社持石炭 総テ社長ノ認可ヲ得テ買持ヲナス社持石炭ノ取扱ニ付テハ其買持ノ特許ヲ得タル店ニ於テ其損益ヲ負担シ、

各販売店トノ引合ハ恰モ坑主ノ地位ニ立チ委託又ハ打切計算ヲナスヘシ

第十一条 田川、山野石炭ノ販売ニ就テハ門司支店ニ引合ヲナスヘシ

第十二条 内地向山野石炭ノ販売ニ就テハ便宜門司支店又ハ若松出張所ヘ引合ヲナシ門司若松ノ両店間ハ十分ノ連絡ヲ謀ルヘシ

第十三条 金田、豊國、芳雄、大ノ浦、大辻其外ノ豊筑石炭販売ニ就テハ門司支店ニ引合ヲナスヘシ

（中略）

第十五条 唐津、芳ノ谷、柚木原、蜂ノ巢等ノ唐津多久地方石炭ノ販売ニ付テハ門司支店引合ヲナスヘシ

（中略）

第十七条 市村、福母、杵島等杵島郡石炭ノ販売ニ就テハ門司支店ニ引合ヲナスヘシ

（中略）

第四節 為換及送金

第二十五条 三池石炭代金ハ從來ノ通り海外為換相場場ハ本部ノ指揮ニ従フベシ

第二十六条 三池ノ外諸石炭ノ代金ハ積出ノ時荷為換ヲ付スルモノト売上勘定書ト同時ニ送金ヲ要スルモノト何レモ坑主ノ望ニ從

フベキ事

（後略）

すなわち、三井物産における「取扱商品ノ枢軸」⁽⁴⁾をなした石炭取扱についてみると、き「九州ニハ長崎、三池、若松等ノ各店、海外ニ在テハ倫敦、上海、香港、新嘉坡等ノ斯業ニ取ツテ枢要ナ地点ニハ支店」⁽⁵⁾を設置したのであるが、日清戦争以前の段階では、その「取扱ノ大部分ガ三池石炭ノ輸出」⁽⁶⁾であつたといつてよい。

やがて明治三〇年代に入ると「著シキ炭種ノ増加ヲ見タト共ニ内国向ケ商内増大シ略々輸出商内ト駢行シテ増進シ」⁽⁷⁾たといわれ、明治三〇年では、三井物産の「総取扱高ノ八分六厘」⁽⁸⁾であつたものが、漸次棉花と取扱高の首位を争う迄に至つてゆくのである。下掲の第一表からも窺えるように、三井物産における石炭取扱金額のうち、輸出が過半を占め、内国商売も四〇%以上の比率を示しており、両者がほぼ接近してゆ

第1表 三井物産の石炭取扱金額

(単位・円)

	輸 出	輸 入	内国売買	外国売買	会 計
明治30年	2,291,642 (49%)	179,449 (4%)	2,112,120 (46%)	28,292 (1%)	4,611,503 (100%)
31年	4,529,856 (49)	46,857 (1)	4,548,222 (49)	98,209 (1)	9,223,144 (100)
32年	5,465,316 (54)	473,281 (5)	4,211,044 (41)	40,217 —	10,189,858 (100)
33年	6,279,831 (48)	494,331 (4)	6,136,528 (47)	177,477 (1)	13,088,167 (100)
34年	8,342,820 (47)	1,523,898 (9)	7,752,766 (44)	38,541 —	17,658,025 (100)
35年	6,659,485 (40)	31,147 —	10,084,512 (60)	13,229 —	16,788,373 (100)
36年	11,307,793 (59)	246,236 (1)	7,753,608 (40)	— —	19,307,637 (100)

(注) 自明治30年
至明治36年 「当社取扱高統計表」による。

第2表 三池炭取扱量の変遷

(単位トン)

	三 池 炭	他 種 炭	合計 (外国炭含まず)
明治30年	437,550 (58%)	310,846 (24%)	748,396 (100%)
31	512,781 (45)	627,150 (55)	1,139,931 (100)
32	537,277 (35)	986,679 (65)	1,523,956 (100)
36	976,340 (30)	2,323,072 (70)	3,299,412 (100)

(注) 自明治30年
至明治36年 「取扱商品ノ概要」7頁より作成。

九州炭礦部成立の諸前提（加藤）

第3表 明治30年代前半における三井物産の石炭一手販売

年 度	炭坑（坑主）名又は炭種名	販売契約期間および備考
明治30年	芳ノ炭礦（竹内綱） 市村炭坑（市村正太郎） 白水炭鉱（後に王城炭礦）	明治30年6月1日より6ヶ年間 明治30年8月3日より5ヶ年間〔貸金 保全の為34.10.1買収 35.1 三井鉱 山名義，同9杵島炭坑へ売却〕 明治30年1月1日より3ヶ年間
31年	茨城炭坑 仲津原（石炭）（原六郎） 唐津最上炭 福母石炭（大串又右衛門）	明治31年7月30日より2ヶ年間 明治31年9月1日より2ヶ年間 （明治31年2月9日？より）2ヶ年間 〔坂本経徳の権利を6,500円にて譲受〕 明治31年12月12日より4ヶ年間
32年	第一，二大浦，第一，二，三，大 辻炭坑（貝島太郎） 世知原炭坑（関西探炭） 岡田炭坑（岡田平太） 秋山炭坑（桑田知明） 芳雄石炭（麻生太吉） 山野石炭（三井鉱山） 峰地炭坑（蔵内治郎作）	明治32年1月1日より5ヶ年間 明治31年6月1日より3ヶ年間，但し 32年頃経営難で解散 明治32年3月10日より3ヶ年間 " 3月20日より3ヶ年間 " 6月1日 " 明治32年12月末より5ヶ年間〔但し， 明治33.3.27貸金113円返金をうけ一手 販売解除〕
33年	福母炭坑（稲垣徹之進，野依範 次，納富六三，古賀製一郎） 田川石炭（三井鉱山へ買収）	明治33年7月1日より3ヶ年間
34年	豊国石炭（平岡浩太郎） 日ノ浦炭坑（田中順信） 本洞炭坑（許斐鷹介名義）	明治34年7月1日より5ヶ年間 " 10月1日より2ヶ年間 （" 9月1日より？）〔貸金 20万円の担保〕
35年	笹原炭坑（麻生太吉，花村文助 共有） 王城炭（元白水炭）	（明治35年7月より？） 明治35年12月より1ヶ年間
36年	岸嶽炭坑（野依範次他）	明治36年6月より1ヶ年半

（注）前掲，「取扱商品ノ概要」9～13頁より作成。

(単位・トン)

唐津炭	白水炭	大城炭	芳ノ谷炭	田川炭	雑炭	合計
		6,505	2,413	3,338	10,217	89,217
		865	1,539			210,860
		7,370	3,952	5,028	12,151	92,739
						405,043
21,342	5,022	441			6,416	81,582
						18,062
235		124			14,259	29,285
					17,010	59,489
					18,342	45,415
						50,684
21,577	6,135	565			56,027	340,513

く傾向にあるものといえよう。

しかるに、その取扱数量の内訳をみると、三池炭の取扱数量比率は漸減を示し、逆に他種炭比率は漸増し、明治三十六年には、三池炭は三分の一を占めているにすぎない(第二表)。

この間の事情を示すものとして、この明治三〇年代前半期における三井物産の「石炭一手販売」状況を示したのが第三表であるが、その拡大の少なからぬ部分が資金前貸を通じての販売権獲得によって占められている事実が顕著であることが知られよう。

さらに、明治三〇年における輸出・内国売買の炭種別内訳をみると(第四表)、大浦炭、金田炭、豊国炭といった他社炭の比重が大きいた点も見逃すことができないであろう。

しかも、内国売買の炭種著増が、輸出売買に対する内国商売増加||内消費の増大と関連している点は、改めて指摘する迄もないであろう。すなわち「輸出炭二次キテ需用口ノ大ナルヲ工場用トナス、工場ニ使用スル石炭ハ従前ノ比例ニ抛レバ毎年約五分ノ増加ニ過ギザリシガ、二十六年以後二十七年ニ至リテハ此比例ヲ変シテ著シク増加……………工場用炭中紡績会社ノ消費高ハ其重ナルモノナ……………リシガ、廿九年ニ入りテ増錘新設頗ル多ク、同年間紡績聯合会

九州炭礦部成立の諸前提（加藤）

第4表 三井物産の輸出・内国売買炭種別各支店取扱数量（明治30年）

炭種名 販売先 支店名	三池炭	大ノ浦炭	金田炭	豊国炭	大辻炭	小松炭
	上海	54,770	6,771	1,650	5,240	756
香港	191,085	1,331	14,264	942		825
新嘉坡	62,705	11,318	12,887	2,299	865	261
(その他共) 輸出計	312,962	22,037	28,801	8,481	1,621	2,640
東京	12,876	2,778	3,424	28,594		689
大阪	5,724	8,807	4,491			
神戸	8,561		6,230			
馬関	5,051	21,426	11,353	2,651	487	1,387
長崎	27,073					
山口ノ津	50,684					
(その他共) 内国売買計	124,588	95,163	57,351	32,025	1,281	2,076

(注) 前掲、「当社取扱高統計表」67丁、70丁より作成。

加盟各会社ノ消費高十八万屯ナレバ同盟以外ノ各会社ヲ併算スレバ二十万屯ノ消費ト見テ大差ナカルベシ」といわれている。

しかしながら、石炭市況の状況に応じて、「共通計算規程」への復帰の要求はたえず出現する可能性をもっていたものと考えられる。すなわち、日露開戦後の明治三十七年八月一日の三井物産支店長諮問会第二日目の席上、犬塚信太郎門司支店長より、「石炭共通計算規程」案が提出されている⁽¹⁰⁾。その提案理由をみれば、

石炭商売ニ就テハ門司支店ヲ主店トシ該商務ヲ統轄セシメ着々其進歩ヲ計リ来リタリト雖トモ、競争漸甚ノ今日未タ現制ヲ以テ満足シ能ハサルモノアリ、蓋シ現制ニ於テハ門司支店ニ於テ相当ノ利益ヲ見込ミテ炭価ヲ定メ、之ヲ販売店ニ通知シ、販売店ハ其直後ニ更ニ自店ノ口銭ヲ加算シテ売却ヲ試ムルカ如キ仕組ナルヲ以テ取扱店各利益ヲ加算シ、為メニ炭価ヲ割高ナラシメ、反対商トノ競争ニ於テ敗ヲ採ルコトナキニ非ス、故ニ此際石炭商売ヲ共通計算トシ門司支店ヲ首部トシ首部ニ於テハ利益ヲ見込マス石炭ノ原価ニ直接経費ノ歩合ノミヲ加算シ、可出来の安直ヲ販売店ヘ通知シ販売店ハ可成之ヲ高価ニ売却シ、其利益ハ計算ノ敏速ヲ計ル為メ決算期ニ於テ直接本部ニ附替エルコト、セハ他反対商トノ競争ニ於テ勝ヲ占メ益々本商売ヲ發達セシムルコトヲ得ン歟

さらに犬塚支店長は、次のように続けて理由を説明している。

此草案ヲ作リンシ大体ノ理由ヲ一通リ述ヘンニ、従来ノ石炭取扱規則ニ

依レハ其引合ノ場所ニ依リ或ハ約定ノ種類ニ依リ引合ノ方法ヲ異ニセリ、例ヘハ上海ヘ売ルモノハ門司渡ニテ引合ヒ、香港ニ売ルモノハ多クハ香港渡シトナレリ、又内地ノ支店ヘ売渡スニセヨ若松ニテ大阪ヘ売ルモノハ運賃ノ危険ハ若松ニテ負担シ神戸ニテハ神戸支店自カラ其危険ヲ負担シ、欠斤ニ付テモ営業部ハ自カラ之ヲ負担シ、香港ヘ送ルモノハ門司支店ニ於テ欠斤ノ危険ヲ負担セリ、斯ノ如ク区々ナルヲ以テ成ルヘク各店之ヲ同一トスル方全体ノ石炭商売ノ發達上大ニ便利ナルヘシ、又是迄ノ方法ニテハ仕入店ニテモ販売店ニテモ能フ丈多クノ利益ヲ見ルノ傾キアリ、是ハ石炭ノ景氣好ク仕入店販売店共ニ相当ノ口錢ヲ得テ充分売レ行ク時ニハ敢テ不可ナランモ、近來ノ如ク漸次競争ノ結果石炭ノ下落スル時即チ今日ニテハ辛フシテ採掘運搬ノ費用ヲ償ヒ得ル価ニテスラ之カ販売ニ困難ヲ極メ居ル有様ナレハ、到底仕入店、販売店ニ於テ二重或ハ場合ニ依リ三重ニモ口錢ヲ見テ商売ヲ為ス方法ニテハ今後ノ發達ハ望ミ難キノミナラズ或ハ在來ノ商売迄ヲ減スルコトナシトモ斷言スルヲ得ズと指摘している。

しかし、こゝでの議論の過程では、犬塚門司支店長の提案それ自体よりも、一方では広く「共通計算」そのものの役割と実態、他方では各重要商品の特質からする、各支店間の利害対抗が露呈されているものと考えられる。まさに商業資本の本質を示しているものといえよう。結局、決着をみないまゝにこの提案は、「第三回石炭協議会」へ持ち越された。⁽¹¹⁾門司支店主催の、この石炭協議会では、犬塚門司支店長自らが会長として、議事運営を進めてゆくのであるが、上海支店、大阪支店を始め、各関係店の反対意見が必ずしもあつたわけではなかつたとはいへ、逆に亦、現行のまゝでも、充分運用可能な意見が大勢を占めていたと考えられる。⁽¹²⁾つまり、会長にして提案者でもあつた犬塚信太郎支店長によつて「先ツ当分ハ現行ノ儘ニテ進ムコト、スヘシ」という結果となつて落着している。⁽¹³⁾

かくて時間的には、かゝる門司支店の意向表明と相前後するものであるが、明治三十七年一月一日の「三井營業店重役会」において「石炭取扱規則」が次のようにして改正されてゆくのである。すなわち、その改正の要点をあげれば「石炭ノ引合ハ首部ヲ經由スヘキ原則ヲ明確ニシ、同時ニ首部並ニ積出店ハ可成石炭ノ原価及諸費用ヲ低廉ナラシメ販売ヘ直段ヲ通報スルニ際シ利益ヲ加算シテ為メニ商売ノ成立ヲ容易ナラザラシムルカ如キコト勿ランヲ期シ、併セテ

積出店及販売店ハ相互ノ報告ヲ敏活且誠実ニシ直段及諸費用等ノ点ニ付誤解勿ラシメンコトヲ期シタルニアリ⁽¹⁵⁾といわ
れている。なお、そこの改正された箇条の主要なものを掲げれば、次の通りである。⁽¹⁶⁾

第三条 石炭商売上最モ枢要利便ノ場所ニ首部ヲ置ク

但シ当分ノ間之ヲ門司ニ置ク

(中略)

第二十一条 委托社持共当分火災保険ヲ要セス

但シ委托坑主ニ於テ火災保険ヲ望マル、向ハ保険ヲ付スベク然ラサレハ火災保険ハ委托坑主ノ責任ナルコトヲ特ニ通知シ
置クベシ

(中略)

第二十三条 三池ノ外諸石炭ノ代金ハ積出ノ時荷為替ヲ付スルモノト売上勘定書ト同時ニ送金ヲ要スルモノト何レモ坑主ノ望ニ從
フベシ⁽¹⁷⁾

終りに、この項の中間的小括の意図も含めて、明治三六年六月の三井物産に対する報告⁽¹⁸⁾を手掛りに若干の検討をおこ
なっておこう。

まず重要商品の益金動向をみたのが第五表であるが、「益金十万元以上ノモノハ、石炭・棉花及米ノ三種ニシテ棉花
ノ外ハ皆物産会社創立当初ヨリノ商品ニ属ス⁽¹⁹⁾」という点は、いままで繰り返しのべてきた通りである。つまり「物産会
社ノ商品ハ種々無量ナレトモ其重要ナルハ固ヨリ有数⁽²⁰⁾」なのであって、とくに石炭商品の益金が最大かつ安定している
点は注目に値しよう。しかも、明治三十年代に「産業資本」として確立・展開をみせ始める本邦綿糸紡績業⁽²¹⁾がいわば景
気変動の過程に対応してゆくのを反映して、棉花輸入ならびに綿糸布輸出は不安定な損益の動向を示さざるをえない。
この点を補って余りあるのが、まず石炭商品の取扱益金であったといえよう。しかもその中で、雑種炭たる社外炭の占
める比重が圧倒的に大きかったのである。

綿 糸	綿 布	綿 糸 布 計	生 糸	米
(-) 48,873 ^㉑	5,128 ^㉑	(-) 43,745 ^㉑	66,278 ^㉑	6,487 ^㉑
(-) 114,006	(-) 11,108	(-) 125,114	(-) 59	13,441
25,957	2,756	28,713	(-) 237,433	27,770
7,276	(-) 17,503	(-) 10,227	96,390	12,533
19,759	6,533	26,292	73,501	(-) 13,892
26,144	18,633	44,777	62,766	110,689
41,843	4,865	46,708	80,991	214,726

そして「此等ノ石炭ヲ販売スベキ特殊ノ便法トシテ三井銀行ト共同シ坑主ノ望ニ応ジ資金ヲ貸与スル」^㉒方法をとらざるをえなかつたのである。さらに「此資金ハ銀行トシテハ物産ヲ援護スルノ外高利ヲ得ルノ望アル可ク、物産トシテハ出炭販売権ヲ独占シ兼テ貸金ニ対スル相当ノ利息ヲ得ベシ左レハ物産会社ガ石炭商売ニ於テ今日ノ成功アル所以ハ此方便ヲ与テ有力ナルコト疑フニ足ラズ」^㉓といわれたのである（第六表参照）。

しかし乍ら、問題はまさにこゝから始まるといつてよい。

それはまず第一に、元利回収が順調におこなわれ難い点に存在していた。すなわち「豊国炭坑ノ如キ麻生氏ノ如キ将亦貝島氏ノ如キスラ最初契約通り元利償還ノ運ニ至ラザルノミナラズ、屢利子ヲ直切ラレ、元金償還期ヲ変更セラレテ豊國ノ如キハ殆ンド困難ノ極ニ達シタ」^㉔という。この点、さきの第三表（一七頁）と照合すれば、問題の重要性は明かである。

第二には、流過過程に蟠居している商業資本Ⅱ三井物産にとって、必ずしもそれが直ちに不利な条件には転化しない。「勿論出炭販売権ノ上ヨリ見レバ斯ノ如キ形勢ハ借人ノ弱点ヲ増加シ同時ニ我便宜ヲ助長スト雖モ元利回収ノ上ヨリ見レバ最モ懸念スベキモノ」^㉕なのであって、「若シ販売権サハ永久ニ独占スルヲ得バ元利ノ回収願ルニ足ラズ」^㉖とはいへ、「宜シク炭坑貸金償却方法ヲ定メ……種石炭ノ益金ヲ裂キ一定ノ準備積立ニ供ス」^㉗べきという見解も当然発生してこよ

第5表 三井物産重要商品の損益の動向

	三池炭	雑種炭	石小炭計	棉花
明治33年上	73,019 ^円	126,049 ^円	199,068 ^円	134,626 ^円
下	66,830	238,544	305,374	(-) 30,846
34 上	60,023	390,609	450,632	(-) 65,374
下	60,284	385,188	445,372	147,354
35 上	54,289	291,696	345,985	132,386
下	54,772	253,981	308,753	116,872
36 上	60,655	264,265	324,920	163,760

(注) 1) 臼井喜代松「三井物産合名会社概覽」より作成。
2) 輸出入および内地・外国売買ともに一括した。

毎年百万屯産出ノ設計成就シ同時ニ四百万円ノ大牟田築港ニ着手シタレバ、竣功ノ曉ハ石炭商売ニ一變動ヲ生ズベク其時ニ於テ三池炭山ノ規模大成セラレタ⁽²⁸⁾といふのである。

第四にかくて、従来検討してきた「共通計算」の原則を徹底させて一つの独占体形成を志向する結論が導かれてゆくのである。すなわち、

第6表 諸炭坑への貸付状況（明治36年6月末）

炭坑(坑主名)	三井銀行 ヨリ貸付	三井物産 ヨリ貸付	合計
豊国炭坑	582,409 ^円	322,206 ^円	904,615 ^円
本洞炭坑	125,000		125,000
貝島太助	382,500		382,500
貝島礦業	557,906	499,185	1,057,091
麻生太吉	221,880		221,880
田島信夫		50,000	50,000
芳ノ谷炭礦		99,000	99,000
福井炭礦		4,000	4,000
岡田炭礦		17,887	17,887
王城炭礦		17,155	17,155
笹原炭礦		16,600	16,600
関西採炭会社		8,944	8,944
合計	1,869,695	1,034,980	2,904,676

(注) 1) 円以下は切捨
2) 前掲臼井喜代松「三井物産合名会社概覽」より作成。

第三には、いままでの石炭取扱関係規則の検討からもうかがえるように、「近年石炭ノ主力ヲ門司支店ニ集中（三池石炭ヲ除ク）シテ以来其發達一層著明トナレリ、今ヤ門司支店指揮ノ下ニ……九州炭扱権ノ歩調愈整一ニ進⁽²⁸⁾んだといわれている。さらに「三池ハ

現在鉦山会社所屬炭山ノ出炭ハ物産会社専ラ其販売ヲ引受ケツ、アレバ鉦山、物産ノ兩社ハ宜シク其眼ヲ拡大シ均シク三井テウ一家ノ見地ヨリ見渡シ望ラクハ石炭ニ着キ共通計算ヲ実行シ、鉦山ハ採掘部、物産ハ販売部ヲ分掌シ彼此ノ益金ハ石炭ノ利益トシテ表示セラル……若シ共通計算ノ実行細目ニ於テ容易ナラズトセバ寧ロ兩社ヲ合同シテ一団トナスベシ、余ノ見ル所ヲ以テスレバ、鉦山会社ガ商務課ナルモノヲ設ケ石炭販売ニ従事シ自ラ海外各港若クハ内地ヲ巡回シ得意ヲ作りツ、アル如キ、物産ト販売ノ機関ヲ重複ニ設クルモノ⁽³⁰⁾

となる。

それゆえに「鉦山会社ガ東京ニ居リテ為スベキ事務ハ何ゾヤ、鉦山ノ主力ハ三池ニ在リ本陣ヲ三池ニ据ヘ田川及山野ヲ指揮セバ距離接近事情最モ克ク疏通スルヲ得ン、劍山・神岡ノ如キハ売却シテ可ナリ。況ンヤ百万屯ヲ産出スル三池ト四百万円ノ築港事業トヲ調理スルニ東京ニ於テスルハ長鞭馬腹ニ及バザルノ嫌アルヲヤ……石炭ヲシテ我三井ノ最大利源トシ将来益其実ヲ挙ゲントセバ其設備、其決心尋常ナル可キニ非ル也⁽³¹⁾」といみじくも指摘されているのである。

(1) 前掲『三井物産』達』(明治三一年度)による。

(2)・(3) 前掲『達』(明治三二年一月ヨリ同三三年六月迄)による。

(4)・(5)・(6)・(7) 三井物産『自明治三〇年 至明治三六年 取扱商品ノ概要』五頁。

(8) 三井物産参事『明治廿九年中石炭消費調』。なお同資料の末尾に「一括スレバ廿九年末ニ於ケル石炭ノ需要額左ノ如クナルヲ見ルヘシ」

海外輸出	二、一九四、四一二屯
工場用	一、三一〇、三五六
船舶用	八〇〇、〇〇〇
製塩用	五六〇、〇〇〇
鐵道用	二〇五、〇〇〇
合計	五、〇七一、〇九二

と記されている点は興味深い。

- (9) 三井物産合名会社庶務課『三井物産合名会社支店長諮問會議事録 完』（明治三十七年八月）八二頁。なお、その第一条では「石炭商売ノ拡張發達ヲ図リ關係店間ノ連絡統一ヲ期スル為メ本規則ヲ定メ其計算ヲ共通トス」とのべている。なお、この時期の門司支店の石炭取扱数量は、六五九〇吨であり門司（港）全体の二一三万屯に対比して、三割一步を占めていたといわれている。しかも「筑豊炭ノ取扱ハ漸次三井、三菱、安川ノ如キ大ナル石炭商ノ手ニ落チツ、アリ……近頃其傾キ益々甚シク小鉱主及小石炭商ハ全ク商売ヲ為スコト能ハサルノ状態ナリ、而シテ我社ヲ除キ次ニ位スルハ三菱四〇万屯、安川一八万屯、古河一七万屯」（同上、三〇～三一頁）というのが現状であった。
- (10) 同右『支店長諮問會議事録』八七頁。
- (11) 同右、一〇三～四頁。
- (12)・(13) 三井物産合名会社門司支店『第三回石炭協議會議事録』（明治三十九年四月）、二五四頁以下。
- (14) 同右、二六八頁。
- (15)・(16) 『明治三十七年下半季 三井營業店重役會議事録』第四八丁以下による。
- (17) 三井物産合名会社庶務課『達綴』（明治三七年中）による。
- (18) 臼井喜代松『三井物産合名会社概覽』（明治三六年一〇月）この資料の凡例には「本篇ハ余（臼井喜代松のこと）引用者注）自身ノ備忘ニ供スル為メ三十六年上半季決算表ニ対スル事項ヲ蒐集シタルモノ」と記されているが、おそらく三井物産の参事から三井家同族會書記へ転じた臼井が、三井家同族會の下に創始された管理部による三井銀行視察報告と一定の関連をもつて視察・施行したころの、三井銀行および三井呉服店の大阪・神戸・京都・名古屋などに関する「支店視察報告書」に対応するものであろう。
- (19)・(20) 前掲、『三井物産合名会社概覽』参照。
- (21) 拙稿「綿糸紡績業の確立過程」（楳西光速編『繊維』上）『現代日本産業發達史』第XI卷）所収一七四頁以下）および拙稿「明治後期の繊維工業政策」（『商工政策史』第一五卷、繊維工業（上）所収）をみよ。
- (22)・(23)・(24)・(25)・(26)・(27)・(28)・(29)・(30)・(31) 前掲、『三井物産合名会社概覽』。

3 「特種商品取扱規則」と「石炭プール計算法」

さて、上述のように三井物産における石炭取扱業務を中心に、明治三〇年代の初頭以降「共通計算規程」が形式的側面では廃止され、実質的側面では、「営業規則」によって確認された上で、各種商品別の取扱細則制度化が実現されてゆく過程をみてきた。しかも、その過程がたえず「共通計算」への要求・再確認となって現象してきている点に留意すべきである。

したがって、以下では、首題にかゝげた「九州炭礦部」の成立後の過程で、三井物産の石炭取扱方針が如何に変化してゆくかを、簡単にみることにしよう。

ところで、通常明治四四年七月六日（達第八号）制定の「特種商品取扱規則」により、はゞ共通計算の形式的側面は放棄されたものともいわれている。¹⁾ その規則のうち重要なものを摘記すれば、²⁾

特種商品取扱規則

第一章 総則

第一条 特種商品商売ノ發達統一ヲ期スルヲ為メ本規則ヲ定ム

第二条 前項ノ趣旨ニ基キ部又ハ主店ヲ設ク

第二章 部

第三条 部ハ当該商務ヲ統轄シ其敏活統一ヲ計リ關係店間ノ連絡ヲ保チ、商務ノ發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

（中略）

第四条 部ノ組織ノ下ニ取扱フヘキ商品ノ損益ハ總テ共通計算トス

（中略）

第三章 主店

第二十五条 主店ハ当該商務ノ敏活統一ヲ計リ、關係店間ノ連絡ヲ保チ商務ノ發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

（中略）

第二十六条 本店ノ組織ノ下ニ取扱フヘキ商品ノ損益ヲ共通計算トスルヤ否ヤハ別ニ之ヲ定ム

第二十七条 本店ニハ商品ノ種類並其商務ノ性質ニ依リ或ハ仕入販売雙方ヲ統一セシメ、若クハ又仕入販売ヲ各別ニ統一セシムコトアルヘシ。

（以下略）

繰り返す迄もなく、日露戦争後の三井物産の業務拡大の中で、石炭・棉花・綿糸・米などの重要商品がいわば集中的に一大部門を形成して行くこととなるのであって、「而モソノ商域ハ各支店ニ跨リ、自然各店ノ取扱区々トナリ、互ニ競争ノ位置ニ立ツコトモ起リ兼ネナイノデ、コレヲ統一シ相互ノ連絡ヲ密ニシ、常ニ気脈ヲ通シ、商務ノ敏活ヲ図リ以テ本商売ノ發展ヲ遂ゲサセル必要カラ本支店内ニ特種商品取扱ヲ主トスル各部ヲ置ク」こととなつたといわれている。

この結果、明治四四年一月九日（達第二六号）により「機械部規則、棉花部規則、石炭部規則、木材部規則及砂糖部規則別紙ノ通相定メ明治四五年上季ヨリ之ヲ実施ス」ることとなつたのである。

石炭部規則⁽⁵⁾

第一章 総則

第一条 特種商品取扱規則ニ基キ石炭部ヲ設ク

第二条 石炭部ハ三井合名会社鉱山部委託石炭及骸炭ニ関スル一切ノ商務ヲ取扱フ

第三条 石炭部本部ハ之ヲ門司ニ置ク

（中略）

第七条 本商売ノ取扱細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 引合

第八条 本商品ノ取扱ハ委託販売ヲ以テ原則トス

但時宜ニ依リ取締役ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依ル事ヲ得

第九条 引合ハ総テ本部ヲ經由スベシ

但炭種其他ノ都合ニ依リ取締役ノ認可ヲ受ケ本部以外ヲ以テ引合ノ中心ト定ムル事アルヘシ、此場合ニ於テハ該引合ニ關スル一切ノ顛末ハ遲滞ナク必ス之ヲ本部ニ通知スベシ

第十條 売買契約ハ總テ本部ノ指図ニ從フヘシ

但小口売買ハ豫メ本部ノ承認ヲ經テ便宜ノ方法ヲ講スヘシ

第十一條 支店常置部員及代務店ハ本部カ指定スル積出地船乗又ハ荷受地沖着最低値段ニ必要ノ諸掛ヲ見込ミ利益ヲ加算シテ販売ニ努ムヘシ

(以下略)

さらに続けて、翌明治四五年二月二二日達第四号によって「石炭部細則」が制定されて⁽⁶⁾いる。

石炭部細則

第一條 石炭部規則第七條ニ基キ本細則ヲ設ク

第二條 貝島、麻生及三井鉱山株式会社経営ノ筑豊炭岩屋炭並ニ当部關係炭ハ別ニ定ムル処ノ「プール」規則ニ依リ販売ス

第三條 三池炭ハ純然タル委託ノ方法ニ依リ販売シ其他各種石炭ハ主トシテ委託販売ノ方法ニ依ルモ時ニ便宜其他ノ方法ヲ採ルコトヲ得

(中略)

第三章 引合

(中略)

第六條 石炭部規則第九條但書ニ基キ左ノ各種石炭ニ限り左ノ各店ヲ引合中心トス

一、北海道炭礦汽船株式会社採掘炭

本店 石炭課

二、登川炭

小樽 支店

前季ニ比較	取 扱 金 額 (円)			前季ニ比較
	明治45年上季	44年下季	44年上季	
(-) 4,112	10,046,499	9,512,070	7,965,076	(+) 534,429
(+) 13,850	159,981	31,141	304,310	(+) 128,840
(+) 515,008	8,598,929	6,414,041	7,199,334	(+)2,184,888
(+) 2,978	1,170,926	1,022,430	1,184,065	(+) 148,496
(+) 527,724	19,976,335	16,979,682	16,979,682	(+)2,996,653

第六章 計算

- 三、撫順炭
 - 四、平戸炭
 - 五、台湾炭
 - 六、英炭
 - 七、ホンゲイ炭
 - 八、開平炭
- （中略）
- 大連出張所
 - 長崎出張所
 - 台北支店
 - 倫敦支店
 - 香港支店
 - 天津支店

第十八条 委託石炭ニ対スル手数料ハ左ノ規定ニ依リ取得スベシ

但シ販売カニ店以上ニ關係スル場合ハ部長並ニ關係店ニ於テ之ヲ協定スヘシ

第一、三池炭及三池コークス

一、販売約定ヲ締結シタル店 売価ノ百ノ一

二、約定石炭引渡店 売価ノ百ノ一半

三、積出店 一屯ニ付金三錢

四、倫敦、紐育、漢堡、桑港、シドニー其他ニ於テ成立ノ焚料約定ニ対シテ

ハ引渡当該店ノ手数量二分五厘トシ、別ニ倫敦、紐育其他ノ約定店口錢一

分ヲ売揚勘定書ニテ控除シ其元約定店ニ附替スヘシ

但特別ノ事情アル場合ニ於ケル手数料割合ハ部長及關係店ニ於テ協定ス

ヘシ

第二、三池炭以外ノ石炭

一、委託ノ方法ニ依リタル場合

三池炭取扱ノ率以上ヲ準用ス

第7表 三井物産石炭販売高比較

	取 扱 屯 数 (トン)		
	明治45年上季	44年下季	44年上季
輸 出	1,317,494	1,321,606	1,123,031
輸 入	16,202	2,352	20,750
内地 売 買	1,787,502	1,272,494	1,402,013
外国 売 買	166,979	164,001	176,475
計	3,288,177	2,760,453	2,722,269

（注） 三井物産株式会社「第5回事業報告書」（明治45年上半季）10頁より作成

(以下略)

換言するならば、こゝではひとまず「共通計算」原則は否定されて、炭種別取引支店名からも知られるように、地域的分業を示現する形での各支店別の取引関係が成立したものと考えられよう。

更に、新機軸とまでいわれた「石炭プール計算法」にこゝでは是非着目しておく必要がある。すでに指摘したように、社内炭(『三井炭』)に対して社外炭(『買付炭』)の取扱量が激増してゆく中で、買付炭々坑は明治四〇年代以降の不況過程において経営的には不振を重ねていた。これに対する三井物産の取扱高は増大の一途を辿っており(第七表)、買付先たる三井鉱山・貝島鉱業・麻生商店らの疑問をはらす為にも、これら各社の共同利益を計るべく、「プール計算法」を提出したといわれているからである。⁽⁷⁾

- (1) 前掲『物産沿革史』第五編 制度、一八四頁。
- (2) 同右、一六二頁以下。
- (3) 同右、一六一～二頁以下。
- (4)・(5) 三井物産株式会社庶務課『達』(明治四二年一月/明治四四年一二月迄)による。
- (6) 前掲『達綴』(明治四五年一月大正二年一二月)による。
- (7) 『三井物産^{合名}株式^社業務沿革史稿本』上巻(自明治三七年 至大正二年) 三六頁。

二 三井銀行の「商業銀行化」

次に、物産と同じく流通過程を担当するとともに、貨幣取扱資本としての機能をもつ三井銀行の検討に移ることにしよう。

1 「営業方針」確立と「商業銀行化」

明治三二年一月二四日、従来の二〇〇万円から五〇〇万円に増資を行うと同時に、社員を従来の五名から一名に

九州炭礦部成立の諸前提（加藤）

第8表 三井銀行の経営内容

年 度	内 容	資本金及積立金		純 益		B A
		実 数(A)	指 数	実 数(B)	指 数	
明 治 28	年 季	3,000,000	100	325,338	100	10.9
	上 下	3,250,000	109	335,888	103	10.3
29	上 下	3,500,000	116	364,692	112	10.4
	上 下	3,800,000	126	421,722	129	11.0
30	上 下	4,160,000	138	429,201	131	10.3
	上 下	4,510,000	150	440,000	135	9.7
31	上 下	4,870,000	162	438,156	134	8.9
	上 下	8,230,000	274	554,427	170	6.7
32	上 下	8,580,000	286	323,383	99	3.7
	上 下	8,780,000	292	484,220	149	5.5
33	上 下	9,130,000	304	527,037	162	5.7
	上 下	9,510,000	317	534,791	164	5.6
34	上 下	9,810,000	327	279,201	85	2.8
	上 下	9,910,000	330	351,108	108	3.5
35	上 下	10,000,000	333	311,258	95	3.1
	上 下	10,250,000	341	363,014	111	3.6
36	上	10,350,000	345	236,496	72	2.3

(注) 臼井喜代松「三井銀行近況」より作成

増加した三井銀行は、この段階での物産、鉾山を加えての融資における中心的存在であつたと考えられるが、日清戦争後の経営内容は、別表の如く決して順調な状態を示してはいなかつた。

では、一体これの原因は何であり、又これへの克服・対策は如何にしたら可能なのであろうか。ふつう中上川彦次郎による「工業主義」から益田孝による「商業主義」の転換といわれている事實は、いうまでもなくこれへの一つの解答を示すものではあろう。

しかしながら、すでに指摘したように、こゝでの「工業主義」なり「商業主義」を絶対的に対立するものと把握するのはゆきすぎであらう。むしろ、三井財閥形成の諸前提として把握すべきである。しかも、議題に上らなかつたとはいへ、明治三一年末の時点で、三井商店理事會宛に、三〇万鍾規模の一大紡績会社についての「建議書」が、三井物産の飯田義一・山本文太郎、上海紡績

の筑紫三郎、鐘淵紡績の武藤山治といった、物産（＝益田）系、銀行（＝中上川）系四名共同の形で、提出されている事実にも留意しておく必要がある。

ともあれ、前述した三井物産重要商品の純益金（前掲、二五五頁第五表）にも反映している本邦綿糸紡績業の苦況は、石炭商品の輸出、内地販売拡大＝安定化とも絡んで、三井銀行の援助を必要ならしめてゆくものと考えられる。中上川彦次郎の病没による益田孝の進出＝方針転換は当然にありえたにしても只その事実のみを強調するのではなく、三井の支配下にある関係産業の展開とも関連せしめる事の重要性を改めて指摘しておきたい。

たとえば、明治三〇年代において、三井物産の輸出商売あるいは三井鉱山の売炭代と関連した形で、産業金融の必要性が以下のように指摘されているのである。すなわち、

（三井物産）在支那支店ノ運転資金乏キ為メ金融甚困難ナリ、且鉱山会社石炭諸費用ノ為メニモ拾五万円常ニ借用セシ分ハ戻ス事トセシニ付此為ニモ金額ヲ要ス、尤モ石炭ノ如キ糸ノ如キ荷為替ハ正金銀行ニ於テ之ヲ付スルモ其差金等少シク余裕アル融通ヲ得レハ至極好都合ナレトモ近來銀ノ下落ヨリ同行ニ於テモ銀ヲ所持スルヲ懸念シ追々周囲ノ取引ヲ縮少スルト同時ニ資金不十分ノ為メ出来得ル丈ハ融通スルモ我望ヲ満足セシムル事能ハス……………上海店ハ既ニチャータードバンクト取引ヲ開キ「カルレント・アツカウント」ニテ目下モ參万八千兩借用シ居リ、香港上海銀行ニ於テモ從前ハ三井銀行ノ保証ヲ以テ銀五万兩迄……………今ハ棉花公司ノ株券ヲ根抵当トシテ五万兩迄ヲ融通ス……………レドモ同所ハ管口、天津等ノ為替元ナレバ何分同行ノ五万兩ノミニテハ不足ナリ……………即チ三井銀行ノ保証ヲ上海ニ五万兩、香港ノ為ニ五万弗ヲ得タシ

という提案に対しては、異議なく可決され、さらに、

是迄正金銀行ト五万円迄ノ当座借越約定アリシカ、斯クテハ借越日歩式錢八厘ノ外三井銀行ヘ支払フヘキ株券借受料ヲ要シ……………又券面同価ニハ担保ニ取ラサル実況ニ付一層高利ニ相当ルニ依リ正金銀行ニ於テ無担保貸越ヲ承諾シ呉ルレハ兎ニ角、左ナクハ同行トノ借越約定ハ之ヲ廢シ専ラ三井銀行ヘ金融ヲ依頼スル事ニ致シタシ

という要求が提出されているのである。

換言するならば、ここでは、三井銀行の担保信用を前提として、東南アジア向けの輸出が可能となっている点が明示されているものといえよう。しかも、三井物産・三井鉱山↓三井銀行という連関性を有する点が、中上川、益田の感情（8）的対立・抗争とは全く別に示されているのである。

さらに明治三五年四月二四日の第四回管理部会において「各営業店視察分担」の決定をみていたが、さらに翌五月九日の第一〇回管理部会における「営業店視察ニ関スル管理部会長ノ注意書」によれば、次のように指示されている。（9）すなわち、

各営業店ノ状況ヲ視察スベキ事項及方法等ハ管理部規則ニ明瞭ナリト雖モ弥々之ニ着手セントスルニ當ツテハ殊ニ注意ヲ要スヘキ要點、視察ノ方法区々相成ラサル様最モ重要ト思惟スル調査ノ概要ヲ別記シ……………

第一 各営業店相互ノ關係如何

第二 各営業店ノ支店其他ノ地方ニ分在スル營業所ノ業務管理状況如何

第三 各営業店ノ事務取扱ハ毎ニ整正ナルヤ否若クハ規則ヲ以テ律セントスルコト適度ニ過キ却テ簡便ヲ欠キ繁縟ノ弊ニ陥ルコトナキヤ否

第四 各営業店使用人ノ状況及監督如何（管理部規則第十七條第四号）

をまずあげ、さらに「次ニ各営業店ヲ各業務ノ特質ニ応シテ區別シ重要ナル事項トシテ特ニ注意ヲ要スヘキモノ」を、銀行・物産・鉱山・呉服店の各営業店について、それぞれ指示しているのである。それは、銀行と物産について特に詳細を極めているといつてよい。

かくて「明治三五年八月二〇日及九月八日の兩日銀行本部ニ臨ミ親シク視察ヲ遂ケ」た三井守之助・三井八郎次郎兩名の「銀行視察報告書」が同年九月に同族會議長三井八郎右衛門宛に提出されている。（11）

ところで、この「銀行視察報告書」より早く、明治三五年五月一六日の第一二回管理部会の席上、益田孝は次のよう

に報告している。⁽¹³⁾

一体此管理部ニ於テハ事業ノ進捗ヲ謀ル事モ協定スヘキナレトモ本部設置ノ第一主旨トモ申スベキハ營業店ノ整理ニ在レハ鈺山会社ノ部ニ於テハ先日報告セシ芝浦製作所ノ処分ノ如キ、其他硫黃山銀山杯ニ於ケル収支、將來ノ見込如何等取調べ存廢ヲ定ムル事………呉服店ニ於テハ製糸場等ニ就キ存置スベキモノハ改良ノ要点將タ廢止スヘキモノハ売却ノ方法等詳細取調べ、又物産ニ於テハ金融ノ方法當ヲ得ルヤ否、買越売越等限度内ニ於テ取引サル、ヤ否等視察ノ要点ナルヘク殊ニ銀行ノ每半季決算報告ヲ見ルトキハ如何ニモ薄弱ナル事其道ノ者ニハ輒チ相分リ信用上如何カト掛念セラル必竟營業用及ヒ抵当流定地所家屋ニテ殆ント資本金額以上ヲ占メ其他公債株券等壹千四百万円以上ノ固定ハマダシモ株券ノ中ニハ鐘紡王子製紙等多數ナルハ世間ニテ知り得ル事

として、いわば「三井系事業ノ根本タルベキ銀行ノ信用ヲ保持スル必要」⁽¹⁴⁾性を強調しているのである。

さらに、こえて六月六日の第一七回管理部会では、「三井銀行ノ營業方針ニ関スル件」⁽¹⁵⁾として益田孝が次の如く陳述している点は重要であろう。すなわち「井上伯モ云ハル、如ク銀行ハ三井營業店ノ基礎トモ謂フヘキモノニテ、其信用如何ハ三井營業店全般ニ関スルヲ以テ先ツ十分ニ講究シテ之カ整理ヲ計ラサルヘカラス………三井銀行ハ目下ノ処商業銀行トハ申シ難ク云ハ、『インヴェストメントバンク』即チ放資銀行トモ申スヘキ」⁽¹⁶⁾であると前提した後、さきの「營業店視察ニ関スル管理部会長ノ注意書」の順序に従って、次のように陳述を展開している。

そもそも第一に、

預金ハ銀行業ニ於ケル第一要素ナリ、而シテ此預金ハ方今三井銀行ニ於テ如何ナル趨勢ヲ有スルヤ

(1) 預金中如何ナル性質ノモノ其多數ヲ占ムルヤ………一般商業銀行ニ於テ最モ重ヲ為ス所ニシテ主トシテ商取引ノ為メニスル
当座預金ハ却テ小額ナルカ如キ事実ナキカ 若シ此ノ如キ事実アリトセハ其原因如何

(2) 預金者ノ意思如何………預金者ノ意思ハ常ニ三井銀行ヲ以テ安全ナル錢ノ保管所別言スレハ一種ノ貯蓄銀行トシテ預託スルニ過キサカ或ハ………商業上ノ必須金融機関トシテ之ト取引セルヤ否ヤ 之ヲ要スルニ預金者ノ側ヨリ見テ三井銀行ヲ如何ニ考フルヤ⁽¹⁷⁾

という点が問題である。

これに対して、益田は続けて云う。

三種預金全体貳千八百八拾七万余円ノ内小口当座預金千貳百八拾七万余円ニテ預金中ノ最多額ヲ占ム 此預金ハ殆ト全ク商人以外ノ者ガ郵便局ヘ預ケルニハ手数ガ面倒ナリ 去リトテ小銀行ハ危険デアアルニ三井銀行ト云フ富豪ノ誠ニ安全ナ好キ預リ手ガアルカラ是レ屈強ト託スルノデアアル 定期預金ハ金千百万余円……此ハ或会ノ金トカ或ハ当分入用ノ見込ナキモノニテ決シテ商業者ノ金ニアラズ⁽¹⁸⁾ 先商業店ノ金ト見做スヘキモノハ当座預金ナリ此預金ハ纒ニ四百九十九万余円ト云フ少額ナルヲ以テモ放資銀行デアル事ハ明カナリ

第二には、「放資ノ方法ハ確實ナリヤ否ヤ」として

銀行ノ資本及積立ハ其信用ヲ維持増進スル為メニ過キスシテ其營業資金ノ大部分ハ固ヨリ他人ノ預金ニ待タサルヘカラス、從テ其収益ノ大部モ亦他人ノ預金ノ運用ニヨリ生スル所ナリ之ヲ銀行業ノ本領トナス……

(イ) 三井銀行所有ノ有価証券ハ其性質如何且ツ多ニ失セサルヤ

(ロ) 抵当流地所家屋モ又他ノ資産ニ対シ不相当ノ割合ヲ保タサルヤ否ヤ

不動産モ単ニ財産トシテ見レハ勿論高貴タルヲ失ハス然レトモ一旦必要ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ売却シテ金銭ニ換ヘントスルニ当リ其困難ナル有価証券又ハ他ノ一般商品ノ比ニ非ラサルコト明ニシテ固定中ノ最モナルモノナレハ普通銀行業ニ於テ不動産ノ取得ハ努メテ避クヘキモノトセルコトハ一般ノ認ムル所ナリ

(中略)

(ハ) 其他ノ資産タル貸出中ニモ固定シタル部分アリヤ否ヤ⁽¹⁹⁾

という問題である。

これに対して、益田は次のように説明する。

此預金ト資本金積立金ハ如何ニ使用ヲシテ居ルカト見レハ有価証券二千五百參拾余万円、流込地所及建物ニ四百五万余円、營業用地所建物及什器ニ百五十四万余円 其余ハ貸金等ナルモ此貸金ノ内三井各商店ニ五百万カラノ貸金アリ其中物産ヘノ貸金ハ先余

リ固定セサルモノナレトモ其他ノ鉱山ナリ呉服店ノ分ハ多ク固定スルモノナリ又準三井商店トモ云フヘキ鐘紡、王子製紙ヘ二百萬以上ノ貸金アリ……猶員島其他ヘノ貸金百六十七萬余円モ固定ニ屬スルモノ故普通ノ貸金即チ一般ノ融通金ハ九百五十五萬余円ニ過キス⁽²⁰⁾

と鋭く指摘しているのである。

第三の「銀行非常準備金」⁽²¹⁾の問題、および第四の「銀行利子歩合」⁽²²⁾の問題については、

如斯有様ナルヲ以テ利益モ随テ少シ若シ利率ノ割合ヲ見レバ 國債証券五分六厘二毛、地方債六分七厘四毛、社債券八分二厘二毛、諸株券六分五厘三毛平均シタ所ニテ六分三厘一毛ヨリ当ラス地所建物ハ平均五分二厘ニ過キス 然ルニ商業上ノ融通金ニ就テハ九分三厘余ニ当ル ドウシテモ固定資金ヲ變シテ信用スヘキ商業手形ノ割引、短期ノ貸金等ニ活用スルノ利益アルハ明ナルノミナラス一朝取付ニ出遇ヒタル時ニハ商業銀行デアレバ速ニ貸金ヲ回収シテ之ニ応スルト云フ次第ナルニ如此資金固定シテハ萬一ノ場合ニ如何トモ致方ナシ⁽²³⁾

と告白しているのである。

このように、預貸状況・積立金の実態が示す問題が「商業銀行」化という基準で論断されている点は、ひとまず注目しておく必要がある。繰り返すまでもなく、一面で益田孝による中上川の「工業化」方針に対しての報復である点は否定し去ることはできないが、反面では、いわば日本資本主義確立期、特に綿糸紡績業の展開に対応してゆかなければならない三井銀行の矛盾を表現したものであると考えられよう。

さて、こゝで上述の益田の陳述の結論にふれる前に、さきの同年八月中旬に施行された三井守之助・三井八郎次郎兩名による「銀行視察報告書」の内容をみておきたい。

まず第一に、明治三五年八月一五日現在の預金内容を示したものが第九表である。

益田の報告・陳述の中でも危惧されている小口当座預金は、ほぼ四割に近い数字を示しているのが注目される。しか

第9表 三井銀行預金内訳

科 目	明治35年8月15日 現 在 高		34年12月末増減		34年6月末増減	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
定期預金	12,467,431	36.5	2,169,052	(+)21.1	3,109,383	(+)32.1
当座預金	5,739,939	16.9	1,618,410	(+)39.2	1,367,775	(+)31.2
小口当座預金	13,228,673	39.0	410,260	(+) 3.1	(-)324,183	(-) 2.3
別段預金形及金	8,579,679	7.6	707,512	(+)37.7	504,765	(+)24.3
合 計	33,953,722	(100.0)	4,905,233	(+)16.8	4,657,742	(+)15.8

(注) 前掲「銀行視察報告」より作成

し乍ら、この小口当座預金（一口平均四〇〇円）が漸減傾向を示しているのに反して、定期預金（三六・五%）が「漸次増加シ来ルハ確實ナル預金ノ増加ヲ示スモノトシテ慶フベキ一現象ナリト云フヘク之ヲ総括シテ預金ノ趨勢ハ順況ナリ」と指摘されて⁽²⁴⁾いる。なお「近来各地同業者間ニ於テ預金吸収ノ競争激甚ニシテ中ニハ種々ノ方便ヲ運ラシテ得意ヲ争奪スル者アリト聞ケトモ当行（三井銀行——引用者）ハ固ク御方針ノ趣旨ニ遵ヒ一方ニハ急激ナル預金ノ増加ハ取付ノ危険ヲ増シテ当行ノ基礎ヲ危クスヘキヲ思ヒ預金吸収ノ為ニ陋劣ナル手段ヲ弄スル如キハ固ヨリ堅ク之ヲ避ケタリ」と⁽²⁵⁾いうのは、一方では普通銀行の簇生ならびに明治三〇年代の企業勃興と景気変動への対処、他方では三井全体の「保守主義」の側面を示しているものと考えられよう。

さらに続けて「又此預金中巨額ノモノニシテ一時ニ取付ケテ受クル如キ廣アルモノナキカト云フニ一口ノ金額ニシテ最多キハ郵船会社ノ当座預金百余万円ナレト引出ニハ一週間以前ノ通知ヲ要スル定ナル上ニ従来ノ関係モアル事故当行ノ金融ニ危殆ノ影響ヲ及ホス如キ事ハアルマジク、近来東京海上保険会社ノ通知預金拾七八万円ニ達シタレト其他ニハ殆ンド巨額ノ」預金者はないのである。⁽²⁶⁾

すなわち、注目される点は、日本郵船や東京海上保険以外には大口の預金者が存在しないという、逆にいえば零細小口預金者が多数存在するということと、明治中期のこの時点では、通説でいう「財閥系銀行」——三井財閥の機関銀行的存在

を必ずしも示していないことである。とともに三菱系と考えられる日本郵船なり東京海上保険が三菱銀行に預金しなければならぬ至上命令は未だ存在しなかつたものと考えられよう。

第二には、貸出金の内容である。第一〇表が示すように、預金総額に資本金勘定を加えた約四、四〇〇余万円のうち、

第10表 三井銀行運用資金内訳(明治35年8月15日現在)

科 目	金 額	比 率
各種預金	33,953,725 ^円	(76.6) [%]
資本金勘定	10,387,618	(23.4)
計	44,341,343	(100.0)(100.0)
内有価証券	15,315,648	(73.2)
所有物勘定	5,660,122	(26.8)
小計	20,975,870	(100.0)(47.3)
差引	23,365,473	(52.7)

(注) 出典は前掲第9表に同じ

第11表 三井銀行貸出金内訳(明治35年8月15日現在)

内 訳	金 額	比 率
諸貸出金	20,484,438 ^円 (a)	
内各商店貸出金	5,920,551(b)	b/a 29.0 [%]
滞貸金	2,481,729(c)	c/a 12.1
損失貸金	1,355,993(d)	d/a 6.6
小計	9,758,273	
差引	10,726,165	

- (注) 1) 各商店貸出金には、豊國・本洞炭坑関係貸金を含まない
 2) 滞貸金、損失貸金はともに7月30日現在
 3) 出典は前掲第9表に同じ

有価証券・所有物勘定を差引いて、大略二、三〇〇万円が運転資金とひとまず考えられるが、実際には預金総額の一〇%が支払準備金として常置されねばならず、結局二、〇〇〇万円程度が貸出金に充用されることとなる。それは運用資金総額の五二%でしかない。

しかも、実際の諸貸出金残額の内訳をみると(第一一表)、三井各商店へは三〇%に達する金額を貸出しており、それに滞貸金ないしは損失貸金が約二〇%に近い額を示しているのである。

「実際ニ運転セラル、活動資金トモ云フヘキハ僅カニ千有余万円ニ過キ⁽²⁸⁾」ないのである。したがって「活動資金が預金ノ三分ノ一ニモ足ラヌ巷千余万円ナリトハ他ニ向テ公言出来ヌ程ノ事ナリ且此千万円ヲ現在十九ヶ所ノ本支店ヘ分配スル事ナレハ一ヶ店資金ハ何程ニモ上ル能ハス、此ノ如クニシテ大銀行ト称ス内部ノ事情ヲ知ル者ハ片腹痛トヤ思

九州炭礦部成立の諸前提（加藤）

第12表 九州関係炭坑主貸付金内訳

貸付者 貸金種類	貝 島	麻 生	平 岡	合 計	
				金 額	比 率
無担保引手形を 物産・鉱山両会社 を通じての無担保貸付金	56,900	133,380	0	190,280	11.0%
礦区担保貸付金	0	165,000	434,229	599,229	31.0
不動産担保貸付金	397,500	150,000	0	547,500	30.0
有価証券担保貸付金	135,000	0	20,000	155,000	8.5
	0	332,830	0	332,830	19.0
合 計	589,400	781,210	454,229	1,824,839	100.0
	(32.3)	(42.9)	(24.9)	(100.0)	

(注) 出典は前掲第9表に同じ

ハン サレトモ今日ニ於テ之レ実ニ致方ナキ所ニシテ固定貸金モ目下整理中ニ属シ、一方有価証券並ニ地所ノ如キ時機ヲ見テ之ヲ処分スル筈ナレハ其整理完成ノ日ヲ待ツニ非レハ到底十分ノ活動ヲ望ムノ余地ナク其方針ノ保守的ニ陥ル勢ノ已ムヲ得サル所ナリ」と痛烈な批判を試みているのである。

結局、「滞貸金」(「固定ト認ムル貸金」)や「損失貸金」(「固定ニシテ損失ノ疑アル貸金」)の整理としては、「今回同族会ニ地所ノ若干ヲ譲渡ス事トナリテ其代金ノ収入モアリ、又同族会ニ於テ特別營業準備金ノ中ヲ割テ銀行ニ補助」する方針が考えられている。しかも、滞貸金中の最多額は王子製紙であり、他に熊本第九銀行、千寿製紙会社等が関係していたといわれている。

こゝでまさに、当面の課題と一致するのが、前述来の「石炭一手販売権」と関連する九州関係の「炭坑主貸付金」である。その内訳は第二表の通りであるが、個人別には麻生に四二・九%、貝島へ三二・三%、平岡へ二四・九%の順を示し、三井物産・三井鉱山の両会社経由の無担保貸付と礦区担保貸付とがその大半を占めている点は注目しように。

「之レ実ニ著シキ固定貸金ニシテ銀行トシテハ最好マサル所ナレト、其起因ハ物産会社ヲシテ其採掘石炭一手販売ノ権利ヲ得セシムル為メニ寧ロ三井全体ノ関係ヨリ重役会ノ評決ヲ経テ貸出シタルモノニシテ中ニハ従来三井物産会社ノ前貸金ナリシヲ引継キタルモノアリ、又新ニ貸出シタルモノアリテ

此巨額ニ達シタル由³¹⁾といみじくも本質をついているのである。

まさに、三池炭に加えて他社炭を輸・移出販売することが、この明治三〇年代中葉の三井物産にとって最も安定的かつ必要な点であった事を想起すれば、同時にこれが三井銀行にとつての「商業銀行化」への大きな障碍となつていているという矛盾の存在も亦明らかであろう。

ともに流通過程において、商品取扱機能と貨幣取扱機能として相互規定的に存在しつつも、同時に相互反撥的な矛盾をも醸成しつつある点止目に値しよう。

ともあれ、以上の如き管理部内の検討を経たのち、益田孝によって明治三五年六月二〇日に陳述の結論ともいふべき「三井銀行營業方針」が次の如く決定されてゆくのである。³²⁾

- 一 預金ノ増加ヲ望マズシテ専ラ資金ノ運用ニ注意シ業務ノ確実ヲ努ムベシ
- 二 流レ込ミ地所ハ漸次売却スル事
- 三 時機ヲ見計ラヒ有価証券ヲ売却シ其手持ヲ減スヘキ事
- 四 経費ノ節減ヲ計ルト同時ニ事務ノ敏活ヲ期シ各營業店ノ模範タラシムベキ事
- 五 成ルベク良好ナル得意先ヲ選択シテ之ト取引ノ道ヲ開クヘキ事

これに対応して、翌三六年二月に「三井銀行營業方針に付社長意見書」³³⁾が三井家同族会管理部に提出されるのであるが、基本的には益田の積極的營業方針の追認といつて大過ないであろう。これ以降、有価証券・不動産処分が急速におこなわれ、鐘紡・王子製紙両社株式の三井家移譲が実現してゆくのであるが、³⁴⁾詳細はひとまず割愛しておきたい。

(1) 『三井銀行八十年史』一五三頁。

(2) たとえば、「当行社員総会をもつて、三井家同族會議に代用する」(前掲『三井銀行八十年史』一五二頁)とか、三井家家憲制定における「三井家同族及三井銀行社員ノ誓約」(明治三三年)に注意する必要がある。

(3) たとえば、前掲『三井銀行八十年史』一五五頁参照。

(4) 前掲、拙稿（『繊維』上）二四一頁以下をみよ。

(5) 『報告供覧書類』（自明治二九年度 至明治三七年度）による。なおこの建議書の内容はいわゆる「守山事件」なり「特約紡績」の問題点と密接に関連するが改めて別稿で論じたい。

(6) 「支那ニ於ケル三井物産運転金増加ノ義ニ付三井銀行保証ノ件」（前掲『三井商店理事会議事録』第四号、第一七丁以下）。

(7) 「横浜正金銀行当座借越廃止ノ件」（同右『三井商店理事会議事録』、第三六〜三七丁）。

(8) 管理部の性格については、ひとまず前掲『三井銀行八十年史』一五三頁以下をみよ。

なお、「各營業店視察分担」は次の通りである。すなわち、

三井銀行 { 三井 八郎次郎
三井 守之助

三井物産 { 三井 源右衛門
三井 得右衛門

{ 三井 高 紘

三井 鉦 山 { 三井 元之助
三井 得右衛門

三井 吳 服店 { 三井 養之助
三井 武之助

〔管理部會議録』第一号、第四丁）。

(9) (10) 『管理部提出議案綴』（自明治三三年度 至三七年度）所収。

(11) (12) 『銀行視察報告書』（明治三五年九月）。

(13) (14) 『管理部會議別録』（自明治三三年度 至同三七年度）第一〜二丁。

(15) (16) 同右、第三丁以下。なお前掲『三井銀行八十年史』一五五頁も参照。

(17) (19) (21) (22) 前掲『管理部提出議案綴』による。

(18) (20) (23) 前掲『管理部會議別録』第四〜五丁。

(24)・(25)・(26) 前掲『銀行視察報告書』。

(27) この点は、理論的には今後に検討を残す点とも考えられるが、後述する「九州炭礦部」の資金運用では、三井銀行の支店整理の方針に沿って三池支店が廃止された後には、三池銀行→住友銀行大阪本店が大きな役割を演じているのと軌を一にするものと考えられる。

(28)・(29)・(30)・(31) 前掲『銀行視察報告書』。

(32) 前掲『管理部会議録』(第巻号)第二〇〜二二丁。

(33)・(34) 詳しくは、前掲『三井銀行八十年史』一五八頁以下をみよ。

2 三井銀行三池支店の存廃

前項で、三井銀行の営業方針を中心に、「商業銀行化」の方向を検討してきたのであるが、いわば「内部経費」の問題とも絡んで、結果的に支店整理の問題を俎上にのぼせてゆくこととなる。

「三井銀行ノ各支店ハ元來銀行商売ノ必要ヨリハ寧ロ公金取扱ノ關係上設立セラレシモノ多キヲ以テ公金取扱全廃後ノ今日単ニ収支計算上ヨリ要否ヲ區別スル時ハ比較的不必要ノ支店少シトセズ」⁽¹⁾とされ、明治三六年六月末の時点で、「東京(本店及深川)、横浜、大阪、京都、大津、神戸、門司(馬関共) 広島ノ十店以外ハ之ヲ閉鎖スルモ遺憾ナキ」⁽²⁾状態であった。

すなわち、「三池、足利、函館、小樽、和歌山、長崎、名古屋、四日市及横須賀ノ九支店ハ有ルモ可、無キモ可ノ間ニ在ルノミナラズ時トシテハ損耗ノ根元ヲ醸スノ傾アリ」⁽³⁾と報告されている。

この間の事情を示すべき材料として掲げたのが各支店成績であるが(第一三表)、当面の課題たる三池支店の成績悪化は明白であろう。特に、「三池支店ガ失敗ノ原因ヲ醸シタル熊本(第九銀行)」⁽⁴⁾貸付は、前項でふれた通りであって、預貸状況からみても、まさにさきの「営業方針」の第一の目的に反することは必至だったのである。

九州炭礦部成立の諸前提（加藤）

第13表 三井銀行各支店成績

	東京	横浜	大阪	神戸	名古屋	長崎	三池
明治32年上	120,194	41,434	20,779	19,396	3,518	5,742	15,329
下	210,090	14,243	89,070	46,706	223	2,948	23,197
33 上	147,298	51,541	50,379	53,926	17,018	12,305	20,317
下	61,872	58,624	69,167	(-) 1,874	20,136	9,982	33,637
34 上	(-) 1,596	37,995	33,062	25,603	17,784	7,641	(-) 17,246
下	(-) 21,502	50,424	36,879	71,658	14,204	11,705	(-) 15,066
35 上	108,309	28,698	29,669	17,635	10,310	3,947	2,430
下	122,674	20,574	34,054	28,764	56	8,356	7,679
36 上	177,249	17,134	(-) 15,905	28,136	(-) 6,417	4,302	1,597

(注) 1) 乙号計算（普通損益差引金より各店為替金利息および有価証券貸借利息を再差引した残額）による。

2) 前掲「三井銀行近況」より作成。

銀行ト手形割引契約締結ノ件」および「三池炭礦資金ニ関シ三池銀行ヘ現
月八日の第四〇回三井営業店重役会において、「三池炭礦資金ニ関シ住友
しかし、問題はさらに踵を接して展開されるともいふべく、こえて、九

ト見ルヘキモノナシ、且同支店ノ所在地タル大牟田町ハ素ヨリ商業地ニアラサ
ルヲ以テ大牟田築港竣成ノ後ト雖モ同地ニ在リテ銀行ノ実績ヲ挙ケン事ハ望ン
デ得ベカラサル事トス
右ニ付同支店ハ本年九月三十日限り之ヲ閉鎖セントス

第14表 廃止予定支店の預貸残高

(明治36年6月末)

支店名	(A)	(B)	(A-B)
	預金	貸出金	差引
足利	164,658	305,200	(-) 140,542
函館	766,186	264,017	502,169
小樽	712,108	374,563	337,545
和歌山	865,019	817,601	47,418
三池	522,137	134,265	387,872
長崎	1,572,782	613,731	959,051
名古屋	1,220,578	649,453	571,125
四日市	757,440	735,335	22,105
合計	6,580,908	3,894,165	2,686,743

(注) 前掲第13表に同じ。

かくて、明治三六年七
月一四日の第三〇回三
井営業店重役会（終了後、
第二七回管理部会開催）
において、足利支店とと
もに、三池支店は閉鎖に
決定したのである。

三池支店ハ最小店ニ
シテ其貸出金ノ如キ戰
時一時非常ノ膨脹ヲナ
シタル事アリシモ、熊
本地方恐慌後ハ大影響
ヲ蒙リ現今業務上殆ン

金出納委託契約締結ノ件」がともに提出・修正可決されたのである。

この事實は、九州炭礦部資金運用の実態を究明する点からいっても極めて重要なので、次に上段に契約原案、下段に修正可決案と対比しながら検討を加えてゆくこととしよう。

住友銀行ト手形割引ノ件契約案

(原案)

三井鉱山合名会社支店三池炭礦事務所ノ振出シタル為替手形ヲ住友銀行博多支店ニ於テ割引ノ件ニ付三井鉱山合名会社代表社員三井三郎助ト住友銀行々々住友吉左衛門ノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一条 三池炭礦事務所ハ一ヶ月金拾萬円ヲ極度トシ三井

物産合名会社大阪支店又ハ三井物産合名会社門司支店若クハ三井物産合名会社東京本店引受ノ手形ヲ発行シ住友銀行博多支店ニ割引ヲ依頼スベシ

第二条 前項為替手形ハ日付後十五日目払トシ尙通ノ金額ハ金四万円以内トス

第三条 三池炭礦事務所ハ為替手形ノ割引ヲ依頼セントスルトキハ其三日前ニ手形金額ヲ住友銀行博多支店ニ通知スベシ

但手形面金額壹万円以内ナルトキハ其前日ニ通知スベシ

(修正案)

三井鉱山合名会社支店三池炭礦事務所ハ住友銀行博多支店ト当座預金取引ヲ為シ及ヒ三井鉱山合名会社支店三池炭礦事務所ノ振出シタル為替手形ヲ住友銀行博多支店ニ於テ割引ヲ為スニ付三井鉱山合名会社代表社員三井三郎助ト住友銀行支配人田辺貞吉トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一条 三井鉱山合名会社支店三池炭礦事務所ハ住友銀行博多支店所定ノ約定書及差入証ニ依リ当座預金取引並ニ無担保ニテ当座預金借越取引ヲ為ス事ヲ得ルモノトス、但借越ヲ為シタル時ハ三日以内ニ弁済スルコトヲ要ス

第二条 三井鉱山合名会社支店三池炭礦事務所ハ当座預金借越ヲ為サントスルトキハ其三日前ニ其金額ヲ住友銀行博多支店ニ通知スベシ

第三条 三井鉱山合名会社支店三池炭礦事務所ノ振出シタル三井物産合名会社大阪支店又ハ三井物産合名会社門司支店又ハ三井物産合名会社東京本店宛ノ為替手形ヲ住友銀行博多支店ニ於テ割引シタルトキハ其金額ハ三井

第四条 手形割引歩合ハ日本銀行西部支店当座貸越利子ノ割合ヲ標準トシ其時々協定スベシ

第五条 本契約ノ改廃ノ必要生シタルトキハ各自一ヶ月以前ニ其旨ヲ協定スベシ

まず前者の住友銀行との「手形割引」について両者を比較してみれば、次の諸点が判明するであろう。
まず、第一に三井銀行三池支店を廃止した直後という事情があったにもせよ、三池銀行を経由して住友銀行との一定の信用授受の関係締結が企図されている点に注目したい。かかる理由からしてさきにふれた三井銀行預金総額のうち、大口筆頭が日本郵船であったのと同じ意味において、この段階における「財閥系銀行」を語の厳密な意味で呼ぶとすればそれは誤りであろう。

第二に、当初の割引限度一一万円が両者の協定という形で、割引歩合と共に住友銀行における取引約定に一任されているが、おそらくは割引限度の拡大を予想することができよう。

第三に、詳しくは後述するが、三井鉱山全体の信用関係を背後においた形で、三井物産の東京本店・大阪支店・門司

鉱山合名会社支店三池炭礦事務所ノ当座預金トシテ住友銀行博多支店ニ預ケ入ル、モノトス

前項ノ為替手形ハ日付後拾五日目払トス

為替手形ノ割引極度並ニ歩合ハ当事者ノ協定ニ拠ルヘキモノトス

前項割引ニ関シテハ住友銀行博多支店所定ノ約定書ニ拠ルヘキモノトス

第四条 本契約ノ變更ハ当事者双方ノ合意ヲ要ス、解除ニ付テハ解除ヲ為サントスル一方ヨリ少クモ一ヶ月前ニ其旨ヲ他ノ一方ニ通知スルヲ要ス

支店といったいわば、棉花輸入・綿糸布輸出ないしは石炭売買の中心的な本支店との信用授受關係を考慮においている点が考えられよう。

同時に、この点は「三池炭礦資金」に関する三池銀行との関連で再検討を余儀なくされるのであるが、まずその前に同じく原案・修正案との対比をおこなってみよう。

三池炭礦資金ニ関シ三池銀行へ現金出納委託契約締結ノ件

(原案)

三井鉱山合名会社支店三池炭礦ノ現金出納ヲ株式会社三池銀行ニ委託スルニ付三井鉱山合名会社代表社員三井三郎助ト株式会社三池銀行取締役頭取永江純一トノ間ニ左ノ契約ヲナス

第一条 三池炭礦ノ入金物品代其他一般ノ仕払及資金現送ハ本契約書記載ノ条項並ニ別ニ定ムル現在支事取扱手續

ニ従ヒ三池銀行ニ於テ之ヲ取扱フベシ

第二条 当座預金ニハ利息ヲ附セサルモノトス

第三条 三池炭礦当座ニ入金スル正貨及小切手ハ三池炭礦振出シノ入金切符ト対照シ入金手續ヲ為スベシ

但鐘ヶ淵紡績株式会社三池支店及三井物産合名会社

三池支店ヨリ三池炭礦ニ対スル入金ハ三池銀行ニ於テ直接収入シ三池炭礦当座預金ニ組入レ即日其入金者及

金額ヲ三池炭礦ニ通知スベシ

第四条 三池炭礦ハ支払通知ニ総テ仮切符ヲ使用シ又三池銀

(修正案)

三井鉱山合名会社支店三池炭礦ノ当座預金及現金出納ニ関シ三井鉱山合名会社代表社員三井三郎助ト株式会社三池銀行取締役頭取永江純一トノ間ニ左ノ契約ヲナス

第一条 三池炭礦ノ当座預金ニハ利息ヲ附セサルモノトス

第二条 三池炭礦ハ三池銀行ヨリ無担保ニテ五万円以内ノ当座借越ヲ為スコトヲ得

但利息ハ其都度双方協議スベシ

第三条 三池炭礦ハ現金出納取扱ヒ手数料トシテ毎月金壹百円ヲ三池銀行ニ支払フベシ

第四条 現送金取扱ニ付テハ三池炭礦ヨリ三池銀行ニ対シ左

ノ手数料ヲ支払フヘシ

九州炭礦部成立の諸前提（加藤）

行ハ支払当日ニ於ケル支払済ノ仮切符総額ヲ計上シ案
内書ト共ニ三池炭礦ニ送付スベシ、三池炭礦ハ其支払
金額ニ対シ小切手ヲ振出スモノトス

第五条 支払ニ要スル補助貨ハ三池銀行ニ於テ之ヲ準備シ置
クベシ

第六条 補助貨ニ交換スル為メ費用ヲ要スルトキハ其都度双
方協議スベシ

第七条 三池炭礦ハ現送金取扱ヒ手数料ノ外ニ本契約書記載
ノ現金支払及工賃支払ノ経費並ニ手数料トシテ毎月金
壱百円ヲ三池銀行ニ支払フベシ

第八条 三池炭礦ハ無担保ニテ三池銀行ヨリ金五万円以内ノ
当座借越ヲ為スコトヲ得

但利息ハ其都度双方協議スベシ

第九条 三池銀行ハ左記參個所ヨリ三池炭礦ノ指定ニ依リ現
送金ノ取扱ヲ為スベシ

一 長崎

一 門司

一 福岡

第十条 現送金取扱ニ付テハ三池炭礦ヨリ三池銀行ニ対シ左
ノ手数料ヲ支払フヘシ

一 長崎ヨリ現送金尅回ニ付金貳拾四円拾貳錢

一 長崎ヨリ現送金尅回ニ付金貳拾四円拾貳錢

一 門司ヨリ現送金尅回ニ付金貳拾四円拾貳錢

一 福岡ヨリ現送金尅回ニ付金八円七拾六錢

第五条 現金取寄ニ関シ一切ノ危険及損失ニ付テハ總テ三池
銀行ニ於テ之ヲ負担スヘシ

第六条 三池銀行ハ三池炭礦ノ当座預金及ヒ現金出納取扱ニ
対スル担保トシテ三井鉱山合名会社指定ノ國債証券又
ハ有価証券時価ノ八掛ケニテ金壱万円相当額ヲ三井鉱
山合名会社ニ預ケ入ルベシ

第七条 本契約期限ハ明治三十六年九月廿六日ヨリ来ル明治
三十九年九月廿五日ニ至ル滿三ケ年トス

一 門司ヨリ現送金壹回ニ付金貳拾円五拾貳錢

一 福岡ヨリ現送金壹回ニ付金八円七拾六錢

第十一條 現金取寄ニ関シ起ル一切ノ危険及損失ニ付テ、総

テ三池銀行ニ於テ之ヲ負担スヘシ

第十二條 本契約期限ハ明治三十六年九月廿六日ヨリ来ル明

治三十九年九月廿五日ニ至ル向フ三ヶ年トス

但契約期間中ト雖モ三池炭礦ノ都合ニ依リ解約スル事

アルヘシ、此場合ニ於テハ一ヶ月前ニ其旨ヲ豫告スベ

シ

但契約期間中ト雖モ三井鉾山合名会社ノ都合ニ依リ一
ヶ月前ニ其旨ヲ豫告スルキハ解約スル事ヲ得ヘシ

すなわち、まず第一に原案に収められていた第三條、第四條、第五條、第六條が削除されているのであるが、特にその第三條に着目しておきたい。

換言するならば、鐘紡・三井物産両社の三池支店よりの入金とは、「綿糸販売代」・「石炭販売代」とおそらく考えてよいであろう。とすれば、まさにさきの住友銀行との手形割引関係と組合せたところの「九州炭礦部」資金運用の原型をこゝに推定したとしても大過ないのではあるまいか。

第二に、住友銀行に対する場合とは異なつて、三池銀行に対する三井鉾山（三池炭礦事務所）の場合、その一存によつて一方的に契約を解約できるといった鉾山側の優位性に留意しておく必要があろう。

つまり、こゝでの契約満期が三ヶ年間の明治三十九年九月であり、換言するならば「九州炭礦部資金運用法」の施行時期と大略継起（あるいは継続）していると考えられるのであり、事実上三池鉾山所における三池炭礦資金の受入資金内訳について明治三十七年上半年から数字の明細が残されているのも、この明治三十六年九月におけるこの二つの「契約」の結果が、九州炭礦部資金運用にひきつがれていった理由からと見なしてよいであろう。

- (1)・(2)・(3)・(4) 前掲、白井喜代松『三井銀行近況』（明治三十六年八月）第三章による。
- (5) 『三井營業店重役會議事録』（第一六号）（明治三十六年下半年分）第二〇〜第二二丁。なお、『管理部會議録』（第二号）（明治三十六年度分）第四八丁も参照。
- (6)・(7) 前掲『三井營業店重役會議事録』第五三丁以下。
- (8) 『三池鋳業所沿革史』首巻、七〇頁以下を参照。この点詳しくは、別稿「九州炭礦部の性格と機能」（仮題）で検討したい。

三 三井鋳山の「近代化」

1 明治三〇年代の發展

前項でもふれた明治三五年五月九日の第一〇回管理部会における「營業店視察ニ関スル管理部会長ノ注意書」⁽¹⁾の中で、三井鋳山については、次の様に指摘されている。

- 一、各鋳山營業ノ現況及将来ノ見込如何
- 二、實際採掘ヲナサザル鋳山ニ対スル当局者ノ意見如何
- 三、所有鋳山ノ内余リ見込ナキモノアリトセバ其売却ニ付当局者ノ意見如何
- 四、各鋳山負担ノ諸税如何
- 五、産出物販売ノ方法、需用品仕入ノ方法、産出物運搬ノ方法如何
- 六、鋳山会社ニ於テ現今重要トスル事件如何⁽²⁾

こゝでの注意事項が、銀行・物産のそれに比して簡略に失している点がまず注目されるのであるが、おそらくは従来三井鋳山が益田孝（ならびに岡琢磨）の勢力下にあった事に原因の一つがあると思われる。

と同時に、銀行・物産の注意事項では見当らない「鋳山売却」という表現が散見している点に興味を感じるのである。事実、明治三〇年十一月一六日の第八八回三井商店理事会において、不況過程における三井鋳山の一極をなす「神岡鋳

山維持ノ方針ニ関スル件」が提案・可決されている。すなわち、

同鉱山ハ去九月其組織ヲ改メシ以来着々整理ヲ図リ居ルモ如何セン運鉱、精鉱、及製鍊等ノ方法不完全ノ為メ改革ノ実効ヲ奏シ難キニ付此際六万餘円ノ起業資金注入ノ必要有之趣、山田同鉱山事務長ヨリ意見差出シタリ、右ハ産出品価格ヲ低廉ニ見積リタルノミナラス其品位モ劣等ニ降ルモノトシ且ツ物価ハ現今ヨリモ高価ニ見積リ計算シ尚十ヶ年間ニ資金ヲ償却シ填補積立金ヲモ積立得ル計算ニ付可成右意見ノ通り起業資金注入充分改良致度希望ナレト如何セン目下銀価下落物価騰貴、生産費相嵩ム折柄苟モ固定資本ハ可成此際注入セサル方経済上得策ニ可有之ト存スルニ依リ暫ク起業費ヲ注入セス⁽³⁾と指摘されながらも、営業継続が得策と考えられていたのである。

しかし、翌年度に入っても神岡鉱山の営業内容は好転せず、結局

(明治三一年度) 損失金ヲ壹万八千八百円ト豫定シ実行上精々節減ヲ加フル方針ニテ稼行スル事ニ決定相成タル……⁽⁴⁾ 処、当春以來物価騰貴ノ余響職工賃其他ノ費用相増シ、加フルニ運転資金ノ利子大ニ増加シタル為メ、予算ニテハ一貫目ノ諸費百三拾円ノ計算ニ有之⁽⁵⁾ 処、実費額ハ一貫目百七拾三円余ニ昂騰セリ、加之坑内ノ状況俄然一変シ含有大ニ減少シ、到底兼テ認可ノ損失額ヲ限度トナシ営業シ難キ悲境ニ陥リタル……畢竟物価騰貴ノ影響ト豫想シ難キ坑況ノ変動トニ起因シタル義ニテ、人力ノ如何ト致シ難キ次第ニ有之、乍併神岡ハ從來莫大ノ資金ヲ注入シタル鉱山ニ有之、今俄ニ廃業スルトキハ莫大ノ損失ヲ来ス次第ナルヲ以テ、寧ロ可及的⁽⁴⁾ 大縮少ノ方針ヲ取り、営業継続致ス方得策ト存セリ、其縮少方針ヲ実行スルニ就テハ相当ノ計画準備ヲ要スル⁽⁴⁾

というのが実状であつたのである。

いうまでもなくこの理由の一斑は、一般的に日本の非鉄金属産業における銀生産から金・銅ないし鉛(亜鉛)(第一五表参照)生産への比重の移行期であつたためと考えられよう。すなわち、明治三〇年の金本位制の採用によって、金の長期的な(大正六年の金輸出禁止までの)価格安定がもたらされた結果であり、銅は又、近代的製鍊技術体系の確定および銅の需要工業たる伸銅・電線加工部門の進展がみられた結果による点も周知の通りである⁽⁵⁾。さらに又、明治四〇年代以降個別的には造船所・造兵廠などの軍需工業および鉄鋼業の発展が、浮游選鉱法の導入、蒸溜亜鉛・電気亜鉛による生産

九州炭礦部成立の諸前提（加藤）

第15表 明治後期における非鉄金属生産量の推移

		明治30年	31	32	33	34
全 国	金(キログラム)	1,037	1,152	1,675	2,125	2,476
	銀(キログラム)	54,294	60,443	56,168	58,806	54,745
	銅(トン)	20,389	21,024	24,276	24,317	27,392
	鉛(トン)	771	1,703	1,988	1,878	1,803
神 岡	金(キログラム)	—	—	1	1	—
	銀(キログラム)	?	2,477	4,408	4,508	5,670
	銅(トン)	?	46	99	69	79
	鉛(トン)	?	346	661	599	772
		明治35年	36	37	38	39
全 国	金(キログラム)	2,976	3,134	2,761	3,048	2,680
	銀(キログラム)	57,641	58,602	61,232	82,888	76,690
	銅(トン)	29,034	33,187	32,123	35,495	37,431
	鉛(トン)	1,648	1,725	1,803	2,272	2,813
神 岡	金(キログラム)	—	—	—	—	—
	銀(キログラム)	2,756	4,815	4,733	4,292	4,478
	銅(トン)	61	63	69	84	76
	鉛(トン)	1,037	1,271	1,271	907	1,926
		明治40年	41	42	43	44
全 国	金(キログラム)	2,903	3,341	3,934	4,369	4,684
	銀(キログラム)	91,455	119,895	127,916	141,611	138,041
	銅(トン)	38,714	40,653	45,841	49,324	53,402
	鉛(トン)	3,079	2,910	3,429	3,907	4,125
神 岡	金(キログラム)	—	4	4	12	17
	銀(キログラム)	4,916	5,379	5,283	5,553	5,652
	銅(トン)	42	36	33	31	28
	鉛(トン)	2,124	2,227	2,443	2,634	2,961

(注) 全国は『現代日本産業講座』II, 付録統計表第4表より, 神岡は三井鉱山五十年史編纂史料「事業所事業年譜並史料調」により作成。なお, 表示単位の「Sトン」はそのまま「トン」とした。

第16表 三井鉱山総益金内訳表（円以下切捨）

	三池炭礦 益金(A)	外 各鉱山損益	芝浦製作所 益	本支店収支 過不 足	合計(B)	B/A
明治30	417,655	(-) 13,852	0	(-) 47,311	356,490	117%
{ 上	417,655	(-) 13,852	0	(-) 47,311	356,490	117%
{ 下	457,271	(-) 1,525	0	(-) 6,791	448,955	101
31	812,786	(-) 28,138	0	(-) 79,692	704,955	115
{ 上	812,786	(-) 28,138	0	(-) 79,692	704,955	115
{ 下	1,185,093	532	0	(-) 12,471	1,173,201	101
32	938,056	(-) 33,801	(-) 5,227	(-) 22,297	876,679	107
{ 上	938,056	(-) 33,801	(-) 5,227	(-) 22,297	876,679	107
{ 下	1,004,797	(-) 12,975	(-) 21,427	(-) 38,103	932,291	107
33	815,216	(-) 17,904	3,128	(-) 47,849	752,590	108
{ 上	815,216	(-) 17,904	3,128	(-) 47,849	752,590	108
{ 下	633,956	85,457	18,560	(-) 172,121	565,853	112
34	776,905	92,246	25,053	(-) 66,887	827,317	93
{ 上	776,905	92,246	25,053	(-) 66,887	827,317	93
{ 下	1,041,162	180,905	27,560	(-) 213,794	1,035,833	100

(注) 「三井引受後明治34年迄総益金内訳表」より作成。

第17表 各鉱山起業費投資額・償却額の明細（明治34年迄）（円以下切捨）

	投 資 額			償 却 額 (B)	差引償却 未 済 額	B/A
	山代金	そ の 他	計 (A)			
三池炭礦	4,301,064	5,796,913	10,097,977	5,524,570	4,573,407	54.7%
田川炭礦	1,160,756	266,146	1,426,903	188,518	1,238,384	13.0
山野炭礦	360,924	317,225	678,150	24,930	653,219	3.6
神岡鉱山	170,000	135,119	305,119	111,438	193,681	36.5

(注) 「三井引受後明治34年迄各鉱山起業費投入額及償却額明細表」より作成。

の開始とも絡んで、亜鉛鉱山として神岡
 鉱山の重要性を改めて再確認させてゆく
 こととなるのである。⁽⁶⁾
 ともあれ逆にいうならば第一六表のよ
 うに、三井鉱山総益金の中に占める三池
 炭礦益金の比重は圧倒的であったといっ
 てよい。しかも、三池以外の各炭礦・鉱
 山利益は、明治三〇年以降についてみれ
 ば、三三年上半季迄は恒常的に赤字であ
 り、芝浦製作所も大略同じ傾向を示して
 いるのである。
 したがって、圧倒的に比重の高い三池
 に対する起業投資も巨額であって、田
 川・山野・神岡をはるかに抜いているの
 である。しかも三池の場合、三池炭坑払
 下代金の償却も含めその償却率は、
 五四・七％にも達しているのである。
 (第一七表)

しかしながら、三池炭自体の三井物産販売炭総額に占める比重は減少してゆかざるをえず、こゝに山野・田川両炭礦の買収なり、筑豊炭の「一手販売権」獲得の要求が拡大してゆく点は、すでにみた通りである。

もちろん、三井鉱山内部に三池・山野・田川（石炭）と神岡（非鉄金属）との差異を含みつゝも、三井鉱山全体としては着実な展開を示したといつてよく、こゝに、三池炭礦払下年賦金の上納も完結した明治三十五年五月、石炭搬出の為に、三池の築港に着手することとしたのである。⁽⁷⁾

(1)・(2) 前掲、『管理部提出議案綴』。

(3) 「神岡鉱山維持ノ方針ニ関スル件」(前掲『三井商店理事会議録』[明治三〇年一月ヨリ同年二月迄]第四号)第三二丁～三三丁。

(4) 「神岡鉱山営業方針ノ件」(前掲『三井商店理事会議録』[自明治三十一年一月 至同年六月]第五号)第一〇七丁以下。

(5)・(6) 黒子孟夫・佐藤真住「非鉄金属鉱業の歴史的發展過程」(『現代日本産業講座』Ⅱ)三一〇頁以下。

(7) たとえば、『団琢磨伝』上巻、第三三章、二七三頁以下をみよ。

2 三池築港問題の発生

かくて三井鉱山はいわば自力で予算規模四〇〇万円の築港計画に着手してゆくのであるが、すでに、大牟田町横須浜海面四四町余を「三池炭礦船積場トハ密接ノ場所ニシテ当方ニ取リテハ将来必要ノ場所」⁽¹⁾との観点で、明治三四年二月二七日の第九一回三井営業店重役会の可決をへて、三池海面埋築株式会社(払込資本金二万円のうち三井鉱山が一万円をひきうけ、三池炭鉱より山田直矢・阿部唯吉両名を代表として送込んでいる)より購入している点があらかじめ注意されるべきであらう。

かくて、翌三十五年五月二九日管理部宛に次のように「三池築港資金支出方ニ関スル件」が提案された。⁽²⁾

三池築港ノ義ハ曩ニ五ヶ年継続、事業資金參百万円ト豫定シ着手ノ事ニ決定其旨内達アリ尤モ其支出方ハ追テ議スル事ニ相成居候

処築港ハ三池炭礦経営上必要欠クヘカラサル問題ニシテ固ヨリ同礦ト密ノ關係アレハ鉦山会社ノ事業トシ三池炭礦費ノ中ヲシテ之ニ
當ラシムル事適當ナリト信ス、就テ鉦山ノ毎半季ノ積立金ハ凡ソ貳拾万円即チ年四拾万円程アリ此積立金ヲ以テ先ツ築港費ニ投シ其
不足ハ

一、三井家同族会ヨリ此事業完成迄金壹百万円ヲ限度トシ、毎年參拾万円以内特別營業準備金ヲ以テ補助支出スル事

一、工事ノ都合材料用品ノ買入等ニテ一時ニ多額ヲ要シ、又ハ營業店ノ利益少ク随テ鉦山会社積立金若クハ特別營業準備金等少額
ノ場合ノ準備トシテ、三井銀行ヨリ從來鉦山会社ヘ貸金ノ外築港事業ノ為メ特ニ一時融通ヲ与フル事

ト御決定可然而シテ弥本事業完成ノ上ハ此築港費中鉦山会社積立金及特別營業準備金ヨリ支出シタル丈鉦山会社ノ資金ヲ増加スル事
適當ト信スレモ其ハ追テノ議トシ先ツ以テ前記ノ通り御認可相成度事

ところで、この案件は翌日たる同年五月三〇日の第一五回管理部会では未決、こえて六月六日の第一七回管理部会で
初めて可決されたのである。⁽³⁾

かくて、明治三五年一月から四〇〇万円の巨費を投じて着手された三池港築港工事は、六年の歳月を費して、明治
四一年三月竣工、同年四月六日には、勅令第七五号をもって開港場に指定されたのである。⁽⁴⁾

竣工後ではあるが、當時の一報告は次のように述べている。すなわち、

現在ノ三池港ハ第一期ノ工事既ニ竣成シテ鉦山会社カ其石炭ヲ積込ミ搬出スルニ充分ノ設備アリテ殆ント遺憾ナキカ如シ即チ団博
士ノ發明ニ係ル三基ノ三池式積込機ハ其繫船岸壁ニ本能ヲ發揮シ一昼夜優ニ二万噸ノ石炭ヲ積込ミ得ヘク然モ其費用ハ一噸僅ニ二十
錢内外ニ過キス、之ヲ口之津、長崎、門司等現行手續ノ方法ニ比セハ賃銀ニ於テ二十錢以上ノ差ヲ生ジ得ルト同時ニ積取船舶ノ発航
ヲシテ迅速ナラシメ船主ノ享有スル利益鮮少ナラス、而シテ鉦山会社ハ從來石炭輸出ノ為メ口之津ニ搬出シタル運賃ノ全部ヲ節約シ
尚其輸送ノ為メニ生スル数量ノ欠斤品位ノ損傷ヲ免カル、コト蓋シ思半ニ過クルモノアルヘシ

然レトモ其船渠ハ三井ノ専用ニシテ所謂内港ノ浚渫ニシテ完成セラレザル限り未タ公ナル港トシテノ価値ヲ發揮スルコト能ハサル
ヘシ⁽⁵⁾

といい、明治四二年一月より四四年四月に至る一年半の間に、雜貨取扱額は当初の四五万円から一二五万五千円

へ、石炭取扱額も、五〇万噸から五五万七千噸へと増加をみせているのである。そしてさらに、

築港ヲ利用シ鉄道院ト運賃ノ協定ヲナシ三池炭以外筑豊炭及ヒ杵島炭モ三池港優秀ナル積込機ニ依リテ輸出スヘキヲ計画シ、尙支那ニ対スル綿糸及ヒ欧米ニ向テハ九州特有ノ潤葉樹即チ貴重ナル堅木及ヒ米穀ノ輸出ヲ企図シツ、アリ……………然レトモ今日ノ三池港トシテハ商業上重要ナル欠点ニアリ、一ハ適當ナル倉庫ノ設備ナキコトニシテ一ハ完全ナル金融ノ機關ナキコトトス……………金融ノ機關ニ付テハ三井銀行大ニ見ルトコロアリ其調査ノ結果今回福岡市ニ支店ヲ設置……………倉庫事業ニ至リテハ他日内港浚渫第二期工事完成ト共ニ臨港線布設ニ伴ヒ貨物ノ幅濶ヲ見ルニ至ラハ東神倉庫会社ハ其支店ヲ設置スルニ吝ナラサルヘ……………⁷⁾

しと指摘しているのである。

かくて、詳細な検討は別の機会にゆずるにもせよ、一般的には採取産業としての石炭産業における捲揚機の導入・普及は生産過程の機械化を意味するものと考えられよう。そして、かかる変化に対応する納屋制度から直轄制度への移行（ないしは指向）、それに加えて特殊的には三池炭礦を中核としつつも三菱・貝島・安川らの競合する筑豊炭田への三井鉱山の進出が優良大鉱区所有を基礎にして、山野・田川両炭礦として実現された点をも含めて、ひとまず三井鉱山の「近代化」がなしとげられていったと考えられる。⁸⁾

(1) 「三池海埋築株株式会社埋立地面買収ノ件」(前掲『三井營業店重役會議事録』(明治三四年下半年) 第一二二号) 第一二二丁より。

(2) 「三池築港資金支出方ニ関スル件」(前掲『管理部提出議案綴』(自明治三五年年度 至同三七年年度)。

(3) 前掲『管理部會議録』(明治三五年四月迄) (第一号) 第一五丁による。なお前掲『団琢磨伝』では「今は四百万円と云ふ築港計画に対して豫算超過すべからずといふを条件に何等の故障もなく容れられた」(上巻、二七八頁)と記されているが、かならずしも妥当な表現とはいへ、難い。

(4) 前掲『団琢磨伝』上巻、二八〇頁および『大平田産業經濟の沿革と現況』九九頁を参照。

(5)・(6)・(7) 赤羽克巳「三池港ノ現状ト其価値」(明治四四年六月)。

(8) 前掲、隅谷「日本石炭産業分析」第三章、橋本哲哉「三池鉱山と囚人労働」(『社会經濟史学』第三二卷第四号)を参照。

おわりに——小括と展望

以上、冒頭に設定した諸論点について、三井物産・三井銀行・三井鉱山といった三つの角度から検討を重ねてきた。すなわちこの小論では、あく迄「九州炭礦部」成立の諸前提を明治三〇年代を通じて商品取扱資本・貨幣取扱資本・鑛業資本の態様を通じて追求し、すでに、明治三六年ごろには、「九州炭礦部」資金運用の生成基盤ができあがっていた点を明らかにした。つきにかゝる諸条件を前提として、三井財閥の中核をなす三井合名の創立過程での三井鉱山の展開（『独占化』）の中で、「九州炭礦部」の果した歴史的意義を改めて検討することとしたい。

（おわりに、本稿で使用した資料は、特にことわらない限り三井文庫所蔵資料である。）